

第3期 江差町子ども・子育て支援事業計画
第2期 江差町子どもの未来応援計画
(貧困対策推進計画)

～町の宝である子どもたちのために～

(案)

令和7年度～令和11年度

江 差 町

<目 次>

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画の背景・趣旨	- 1 -
2 計画の位置付け	- 2 -
3 計画の期間	- 4 -
4 計画の策定体制	- 4 -
第2章 江差町の子ども・子育てを取り巻く状況	- 5 -
1 江差町の子ども・子育てにかかわる概況	- 5 -
2 ひとり親家庭やこどもの貧困	- 11 -
3 子ども・子育てニーズ調査の概要	- 15 -
4 子どもの生活実態調査の概要	- 21 -
第3章 計画策定の基本的な考え方	- 25 -
1 計画の基本的な方向	- 25 -
2 計画の体系	- 27 -
第4章 施策の展開	- 28 -
基本目標1 のびのび子育て	- 28 -
基本目標2 すこやか子育て	- 29 -
基本目標3 あんしん子育て	- 30 -
基本目標4 みんなで子育て	- 31 -
基本目標5 つながる子育て	- 32 -
基本目標6 はばたく子育て（子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画））	- 33 -
第5章 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策	- 35 -
1 子ども・子育て支援事業計画について	- 35 -
2 教育・保育提供区域	- 38 -
3 幼児教育・保育の無償化	- 38 -
4 教育・保育の量の見込み及び確保方策	- 39 -
第6章 計画の推進	- 47 -
1 計画の推進体制	- 47 -
2 進捗状況の管理	- 47 -
3 子ども・子育て会議	- 48 -
資料編 令和6年度の江差町の取組	- 49 -
1 のびのび子育ての取組（基本目標1）	- 49 -
2 すこやか子育ての取組（基本目標2）	- 52 -
3 あんしん子育ての取組（基本目標3）	- 56 -
4 みんなで子育ての取組（基本目標4）	- 57 -
5 つながる子育ての取組（基本目標5）	- 61 -
6 はばたく子育ての取組（基本目標6）	- 63 -

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

国では、急速な少子化の進行を踏まえ、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や企業事業主が行動計画を策定することを通じ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

これを受け本町では、平成17年度から平成21年度までの前期5か年を計画期間とする「江差町次世代育成支援対策地域行動計画」を策定し、地域における子育て支援、母子の健康及び子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに取り組んできました。また、平成22年度から26年度までの5か年の後期計画は、前期計画を踏まえつつも必要な見直しを行い、仕事と生活の調和の実現や地域特性の視点などを取り入れてきました。

平成24年8月、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子ども・子育て関連3法

○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

これを受け本町では、平成27年3月に「江差町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」とします)」、令和2年3月に「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」とします)」を策定し、これまでの「次世代育成支援対策地域行動計画」の取組を継承するとともに、幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容やその時期を定めることで、町民のニーズに応じていくための体制づくりを進めてきました。

令和元年6月、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正が成立し、市町村においても計画を定めるよう努めることとされました。

本町では、平成30年から「不幸ゼロのまちの実現」を打ち出し、誰もが望まない要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロ」のまち実現のために各種施策を展開することを表明しており、これらを踏まえて、令和2年3月に「第1期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）」を策定し、本町の子ども未来を応援する貧困対策を推進してきました。

本町では、両計画を一体的に推進してきたところですが、令和7年3月末をもって計画期間が終了となることから、国の動向及び各計画における成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、子ども・子育て支援制度を効果的に推進していくために次期計画となる「第3期江差町子ども・子育て支援事業計画・第2期江差町子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画）（以下「本計画」とします)」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に基づく「こどもの貧困対策推進計画(こどもの未来応援計画)」を包含した一体的な計画として位置付けます。

子ども・子育て支援事業計画

「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制の確保の内容及び認定こども園に代表される教育・保育の一体的提供を図るための方策を定める

根拠法 子ども・子育て支援法第 61 条

次世代育成支援対策行動計画

保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していく各分野における施策の方向性を定める

根拠法 次世代育成支援対策推進法第 8 条

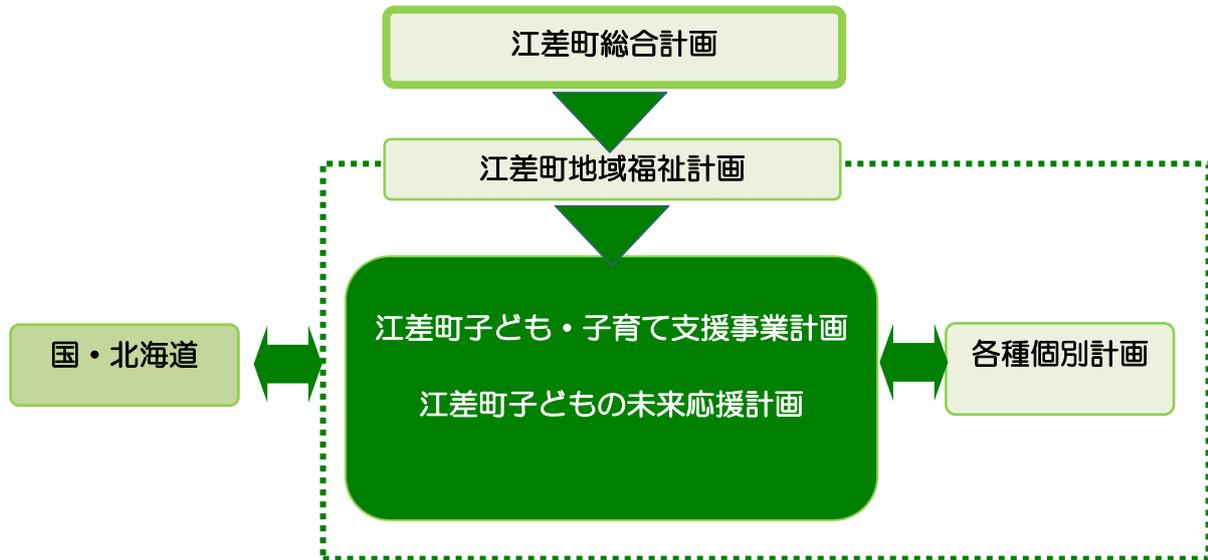
こどもの貧困対策推進計画(こどもの未来応援計画)

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する

根拠法 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項等

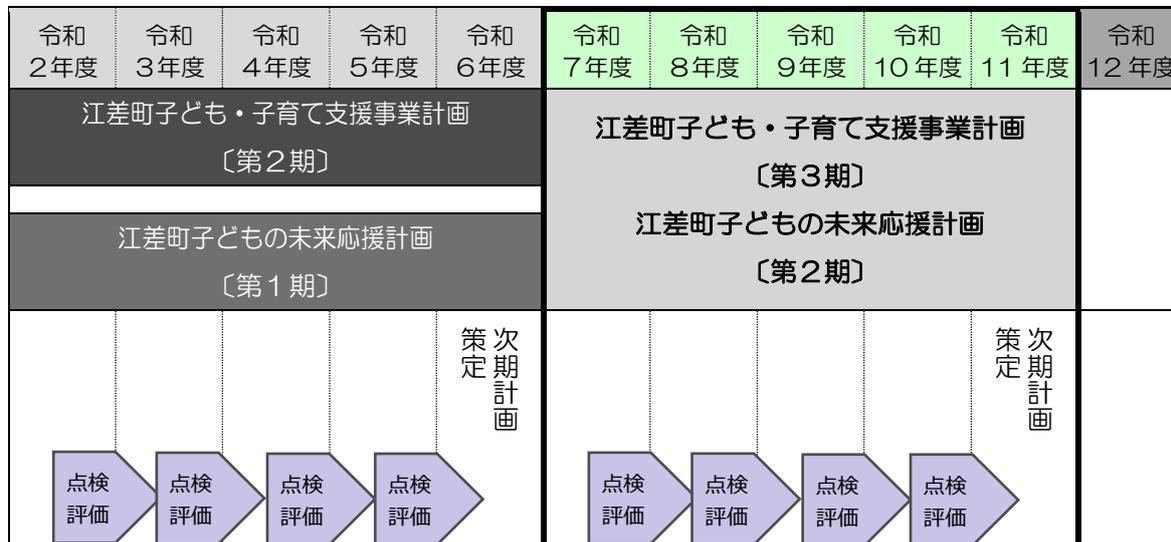
(2) 関連計画との関係

本計画は、第6次江差町総合計画（2020年～2029年）の部門別計画であり、本町の関連する障がい福祉計画などの諸計画との整合性を保ちながら策定します。また、「こども基本法」第10条に基づく国のこども大綱や道計画を勘案し、総合的に推進していきます。



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。なお、各施策の進捗状況及び全体の成果については、年度ごとに点検・評価をしていきます。



4 計画の策定体制

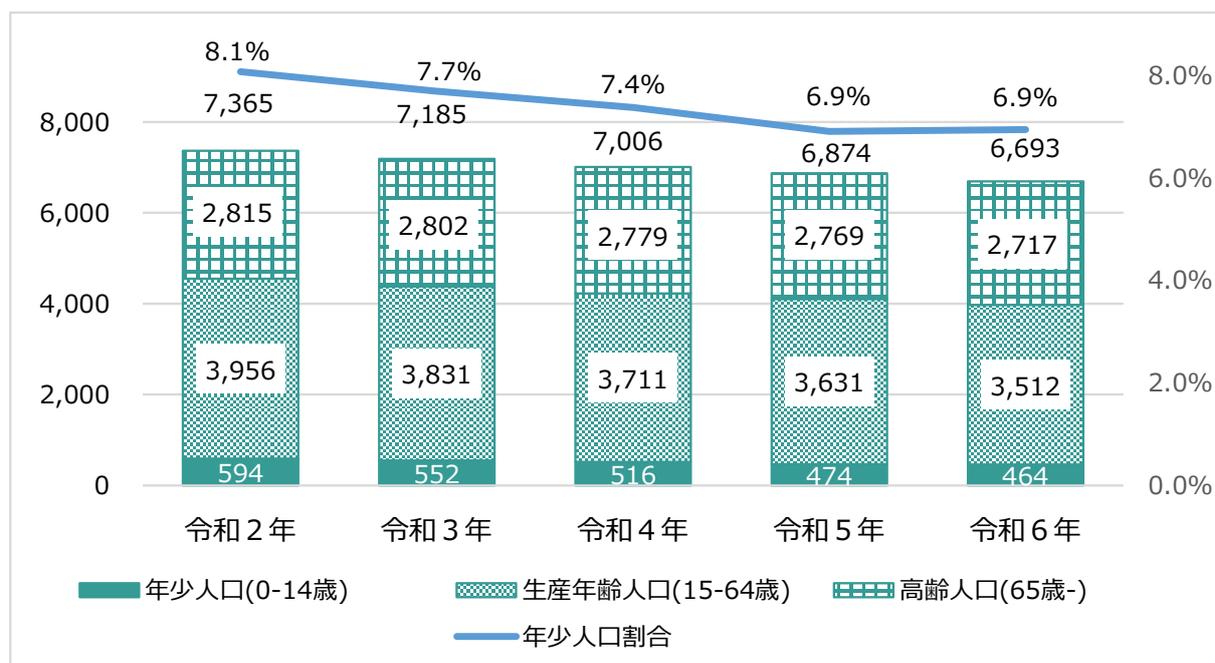
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「江差町子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行います。当会議は、江差町内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を策定する機関として位置付けられます。

第2章 江差町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 江差町の子ども・子育てにかかわる概況

(1) 年齢3区分人口、年少人口割合の推移

本町の人口は減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在の総人口は6,693人、0-14歳の年少人口は464人、総人口に対する年少人口割合は6.9%となっています。



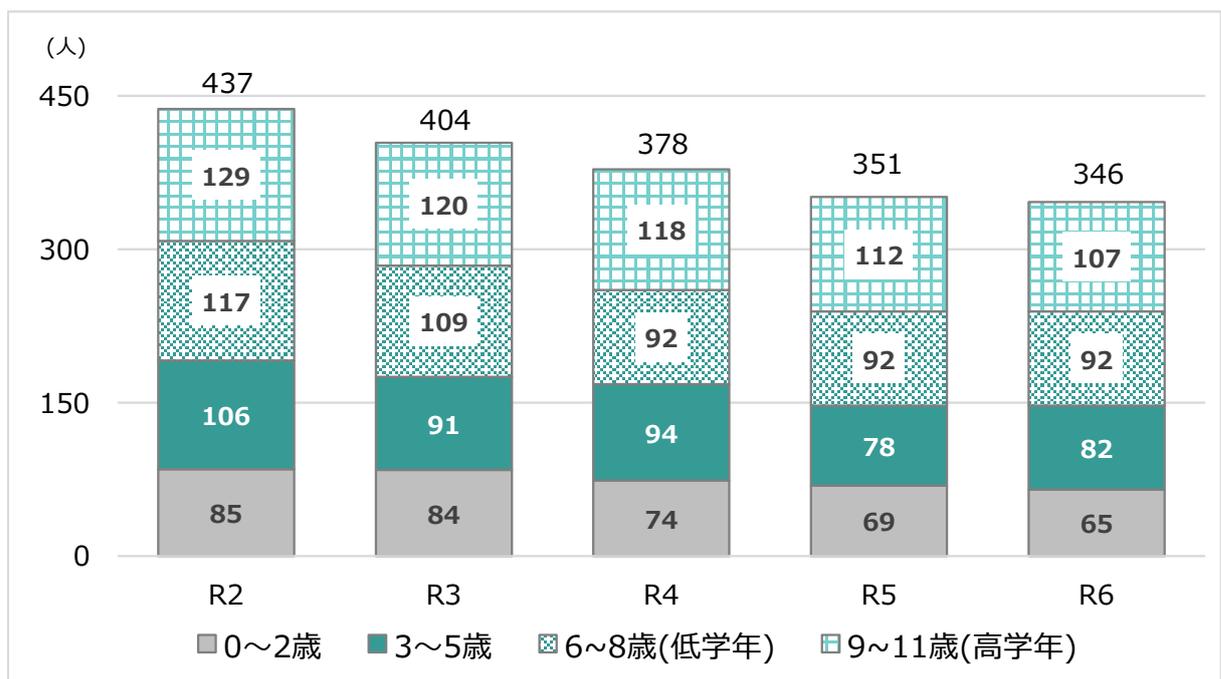
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数の推移

本町の小学生以下の児童数は減少傾向にあり、令和2年には437人だった人口が、令和6年には346人となっています。

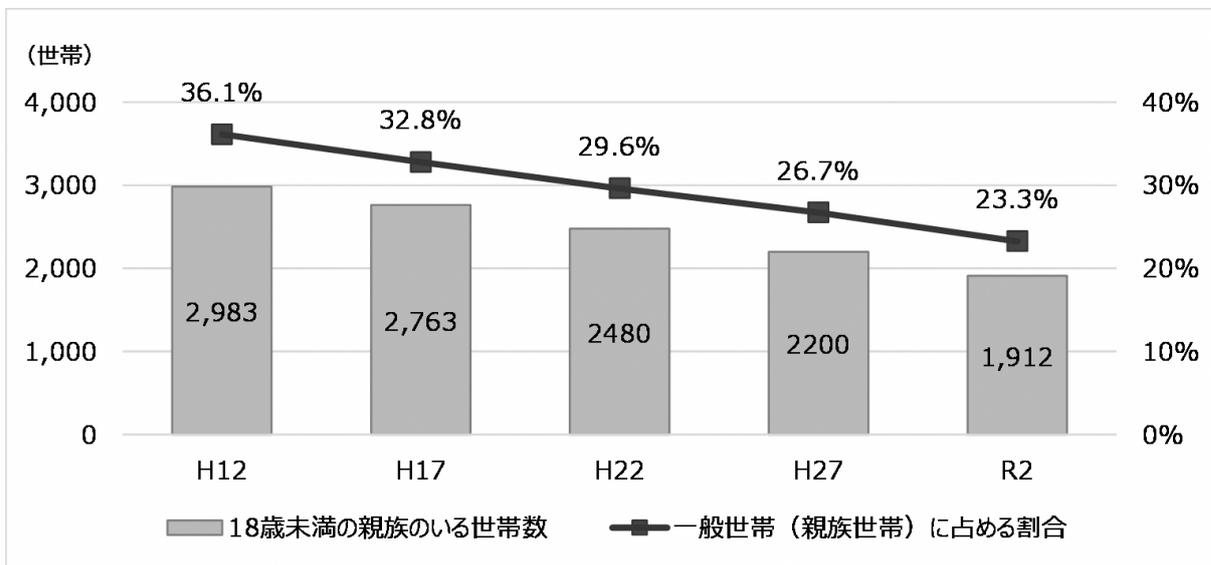
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	28	27	17	25	21
1歳	29	30	27	16	24
2歳	28	27	30	28	20
3歳	46	27	27	27	27
4歳	27	41	24	26	29
5歳	33	23	43	25	26
6歳	41	32	21	42	27
7歳	37	40	31	20	42
8歳	39	37	40	30	23
9歳	41	39	37	39	28
10歳	42	41	40	36	41
11歳	46	40	41	37	38
合計	437	404	378	351	346

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



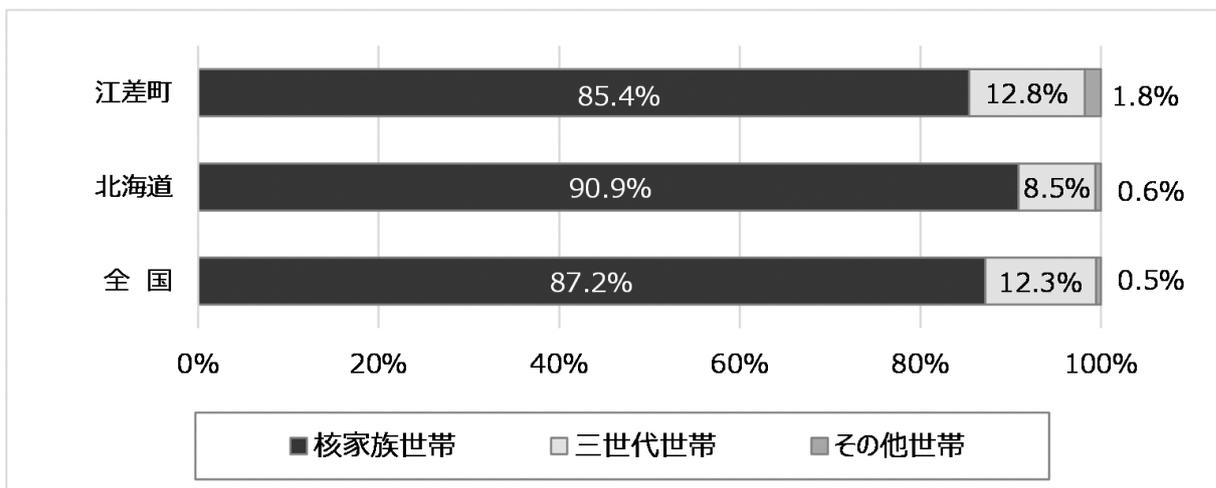
(3) 世帯の推移

本町の18歳未満の親族のいる世帯数は減少傾向にあり、令和2年時点で1,912世帯、一般世帯（親族世帯）に占める割合は2割強となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

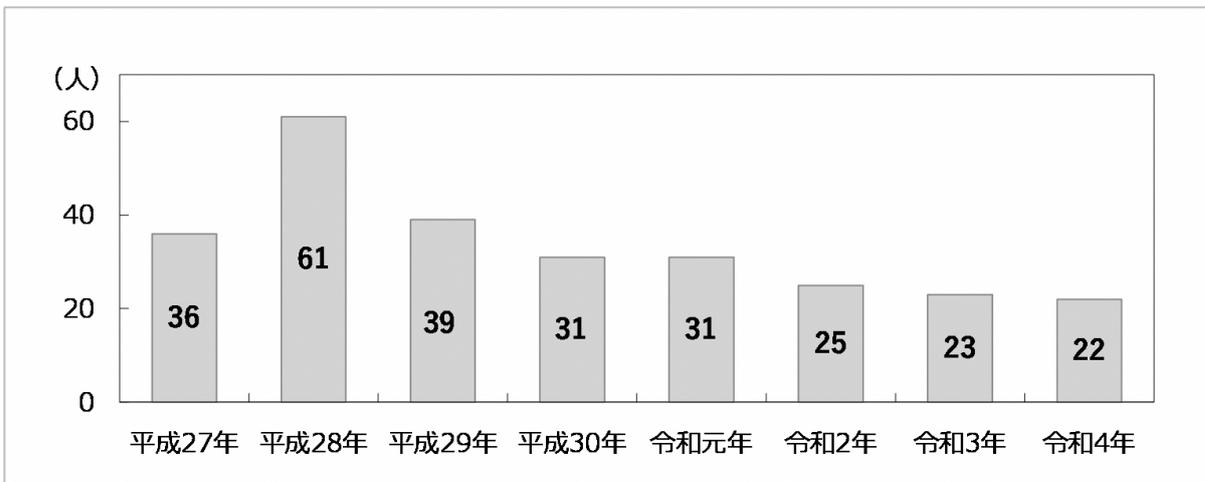
また、令和2年について、18歳未満の親族のいる世帯の構成比をみると、核家族世帯が8割半ばをしめ、三世帯世帯は約1割となっています。三世帯世帯の割合は、北海道に比べて低く、全国と同程度となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

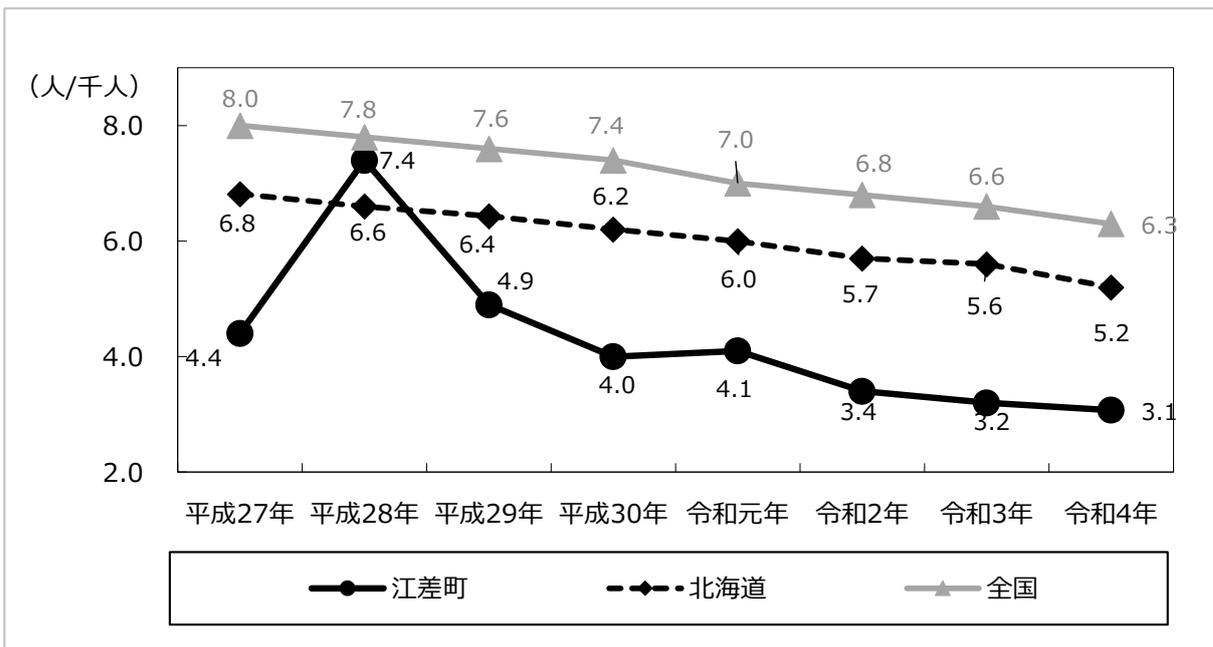
(4) 出生数・出生率

本町の出生数は平成29年以降減少傾向にあり、令和2年以降は30人を切っています。



資料：人口動態調査（各年1月～12月末）

また、人口千人に対する出生率は年によって変動していますが、令和4年時点で3.1となっており、北海道・全国を下回る水準となっています。



資料：人口動態調査（各年1月～12月末）

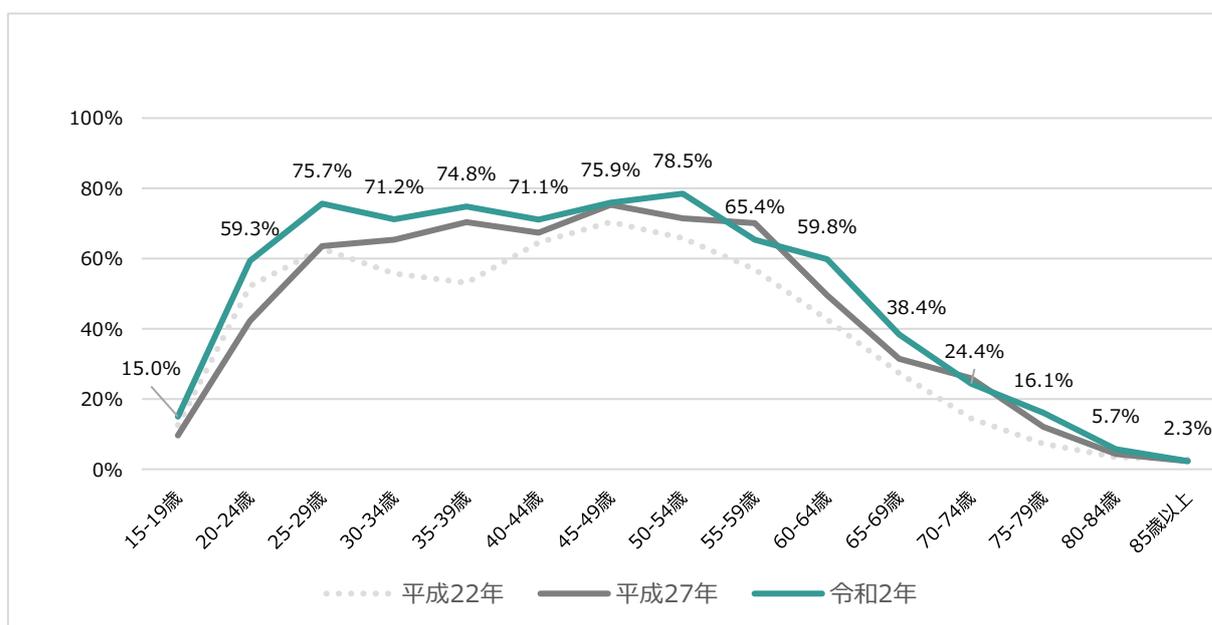
(5) 女性就業率

本町の女性就業率は増加傾向となっておりますが、全国や北海道と比較すると、やや低い水準となっております。

	全国	北海道	江差町
平成22年	44.7%	44.8%	37.6%
平成27年	45.4%	45.0%	40.8%
令和2年	46.5%	43.8%	42.4%

資料：国勢調査

また、年齢別就業率の推移をみると、平成22年には20代～30代の就業率が低く、緩やかなM字カーブを描いているのに対し、平成27年、令和2年では就業率の上昇により曲線がなくなっています。その他の多くの年代においても、全体的に就業率の上昇が見られます。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 教育・保育施設等の状況

本町の教育・保育施設等の利用状況は、令和2年度から令和6年度にかけて、保育所入園者数は減少、幼稚園入園者数は横ばい傾向となっています。

また、本町の児童人口に対する利用率をみると、0～2歳利用率は保育所で4割前後、幼稚園で1割前後となっており、3～5歳利用率は保育所で5～6割前後、幼稚園で2～3割前後となっています。

■教育・保育施設等の利用状況

(人口・利用数：人)

認定	年齢	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数		人口	利用数	
			保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園		保育所	幼稚園
			(140)	(175)		(140)	(145)		(140)	(95)		(140)	(95)		(140)	(95)
3号	0歳	28	3	0	27	3	0	17	2	0	25	1	2	21	3	2
	1歳	29	13	1	30	10	5	27	12	2	16	6	3	24	10	6
	2歳	28	14	1	27	17	2	30	13	6	28	12	3	20	7	2
	小計	85	30	2	84	30	7	74	27	8	69	19	8	65	20	10
1号・2号	3歳	46	30	3	27	15	8	27	17	8	27	12	10	27	15	8
	4歳	27	14	8	41	30	10	24	14	8	26	17	6	29	14	12
	5歳	33	20	12	23	13	8	43	30	14	25	14	9	26	18	6
	小計	106	64	23	91	58	26	94	61	30	78	43	25	82	47	26
計	191	94	25	175	88	33	168	88	38	147	62	33	147	67	36	
0～2歳利用率(%)		35.3	2.4		35.7	8.3		36.5	10.8		27.5	11.6		30.8	15.4	
3～5歳利用率(%)		60.4	21.7		63.7	28.6		64.9	31.9		55.1	32.1		57.3	31.7	

※人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳登録者数

※利用数は各年の4月1日現在

※認定について

【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

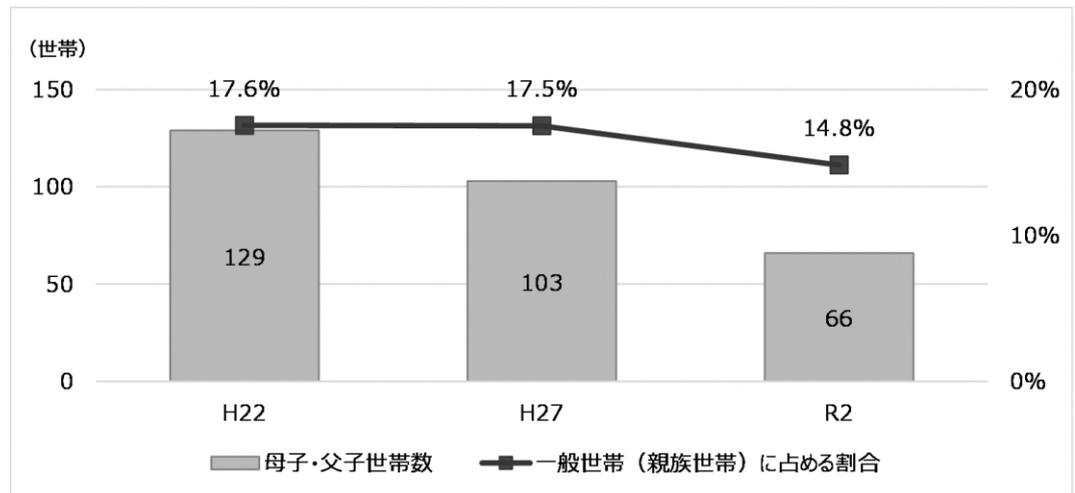
【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※（）で示している数値は、定員数

2 ひとり親家庭やこどもの貧困

(1) 母子・父子世帯の推移

本町の18歳未満の親族のいる世帯における令和2年の母子・父子世帯数は66世帯となっており、一般世帯（親族世帯）に占める割合は約1割半ばとなっています。



資料：国勢調査

(2) 子どもの貧困の状況

「国民生活基礎調査」によると、令和3年の貧困線は127万円となっており、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率（貧困世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合）は11.5%となっています。

貧困に関する諸指標は改善傾向にあるものの、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人だけの世帯（ひとり親世帯等）の令和3年度における相対的貧困率は44.5%と依然高い値ですが、平成9年度頃のピークからみると大きく改善しているといえます。

なお、本町の貧困率については、国の調査からは算出することはできないため、全国の貧困率や生活保護受給状況、就学援助認定状況等公的機関の基礎データを考察します。

また、貧困の定義はさまざまな指標があり、現在、日本では所得を基準にしていますが、ヨーロッパなどでは物質的剥奪（三食の食事や学習必需品など、子どもが必要とする物や生活が与えられないこと）を貧困と捉える考え方もあります。このような数値で捉えづらい実態も把握し、支援等につなげるよう求められています。

■ 貧困率の推移

	H6年	H9年	H15年	H18年	H21年	H24年	H27年	H30年	R3年
相対的貧困率 (%)	13.8	14.6	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.7	15.4
子どもの貧困率 (%)	12.2	13.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯 (%)	11.3	12.2	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	13.1	10.6
大人が1人 (%)	53.5	63.1	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.3	44.5
大人が2人以上 (%)	10.2	10.8	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	11.2	8.6
等価可処分所得の中央値	289万円	297万円	274万円	260万円	254万円	250万円	244万円	248万円	254万円
貧困線（1人世帯の場合）	144万円	149万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	124万円	127万円

※平成30年からは、新基準。改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

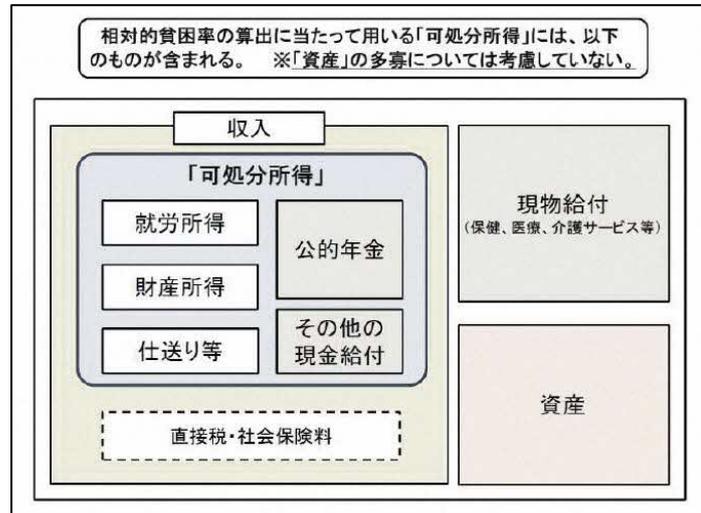
出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

参考 貧困に関する国の指標

● 貧困線

統計上、必要なものを購入して生活を支えられる最低限と考えられる収入水準。等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分の額が、その収入水準とされている。

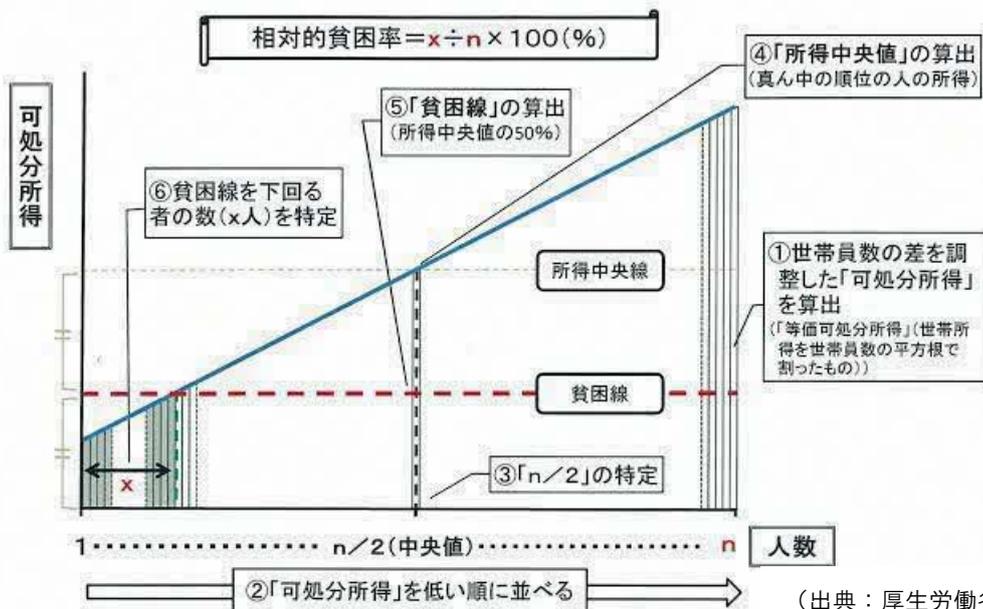
可処分所得の考え方（出典：厚生労働省作成資料）



● 相対的貧困率

貧困線を下回る人の割合。

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）以下の所得しか得ていない者の割合。



参考 貧困に関する国の指標

●子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。

算出式

相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として
厚生労働大臣が定めるところにより算定した数

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

●子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が1人」の貧困率とは

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が1人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれません。

②「大人が2人以上」の貧困率とは

現役世帯のうち、「大人が2人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

3 子ども・子育てニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に向けた基礎データとして、特定教育・保育施設の利用者の意向や、町内の子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を把握し、本町における子ども・子育て支援に係る福祉施策・教育施策等の方向性を検討することを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和6年2月～3月

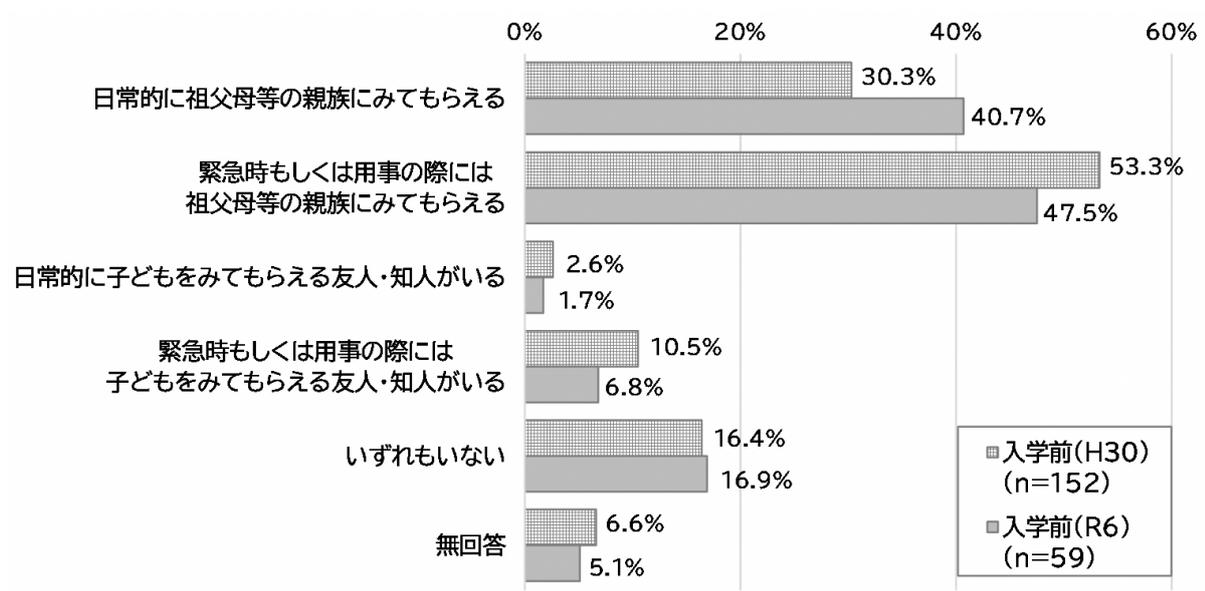
(3) 調査の方法と回収状況

調査対象者	配布数	回収数（率）	調査方法
小学校入学前児童保護者	170	59 (34.7%)	郵送及び各幼稚園・保育所による配布、回収調査
小学生保護者	230	50 (21.7%)	各学校による配布、回収調査
計	400	109 (27.3%)	

(4) 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

①子どもをみてる人の有無（小学校入学前児童保護者）

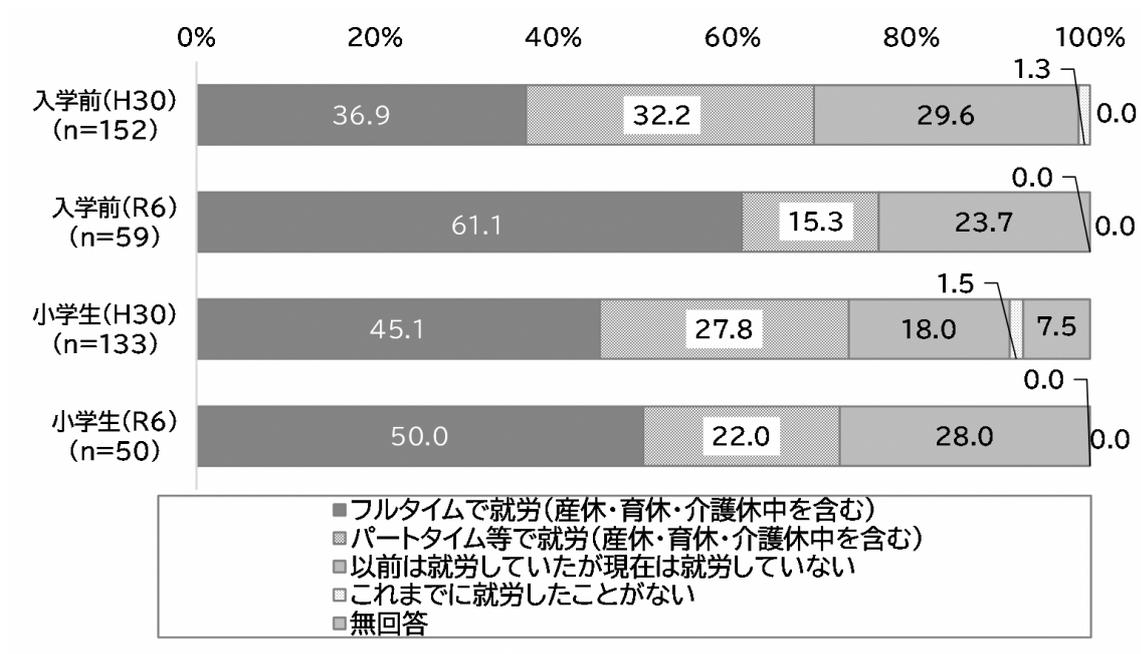
・日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。



前回調査（H30）と比較して、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が増加していますが、「いずれもない」の割合は変化していません。

②保護者の就労状況について

- ・ 母親の現在の就労状況を伺います。

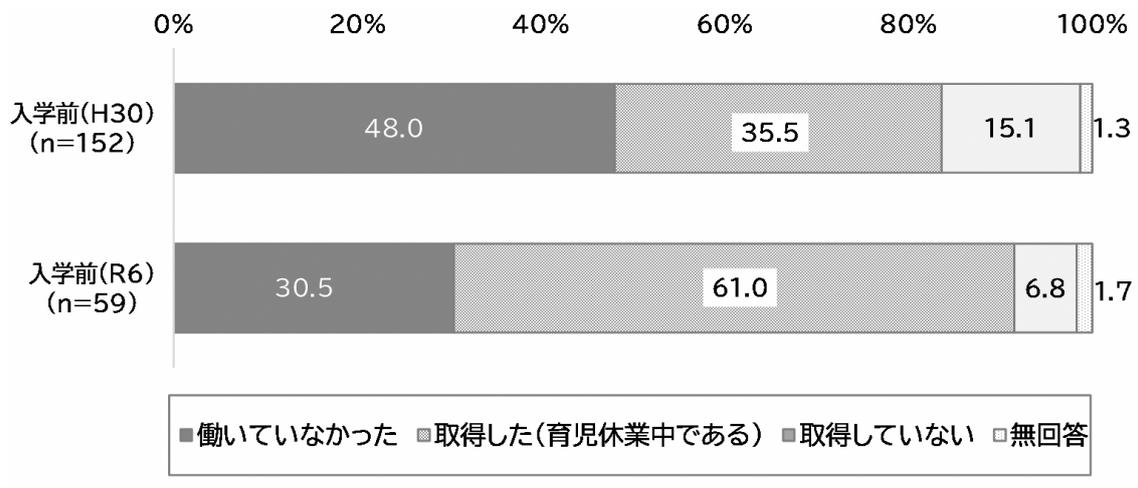


小学校入学前児童保護者の就労状況について、前回調査（H30）では、産休等休業中を含めフルタイム・パートタイムいずれか「就労している」の合計が69.1%、「就労していない」の合計が30.9%であるのに対し、今回調査では、産休等休業中を含めフルタイム・パートタイムいずれか「就労している」の合計が76.4%、「就労していない」の合計が23.7%となっていました。母親の就労している割合が前回よりも増加し、特にフルタイム就労者が大半を占めるようになっていきます。

小学生児童保護者の就労状況について、前回調査（H30）では、産休等休業中を含めフルタイム・パートタイムいずれか「就労している」の合計が72.9%、「就労していない」の合計が19.5%であるのに対し、今回調査では、産休等休業中を含めフルタイム・パートタイムいずれか「就労している」の合計が72.0%、「就労していない」の合計が28.0%となっていました。母親の就労している割合は前回と同程度となっていますが、フルタイム就労者が微増しています。

③育児休業について（小学校入学前児童保護者のみ）

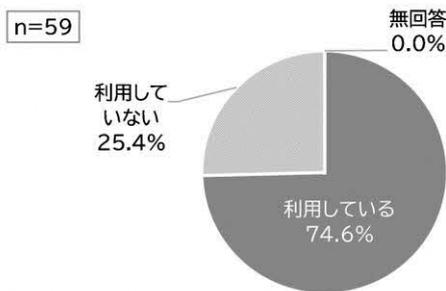
・母親について、お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。



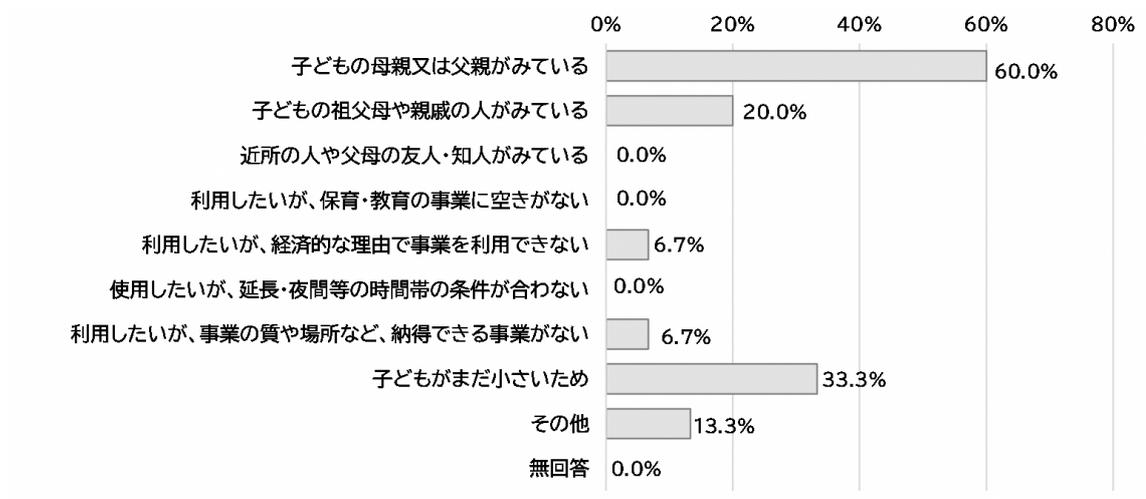
小学校入学前児童保護者の育児休業の取得状況について、前回調査（H30）では、「取得した（育休中）」が35.5%であるのに対し、今回調査（H30）では61.0%に増加しています。母親の就労状況の変化にともない「働いていなかった」割合も減少しています。

④幼稚園・保育所などの利用状況と希望（小学校入学前児童保護者のみ）

・【現在】お子さんは、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。



・現在、教育・保育の事業を利用していない人の主な理由

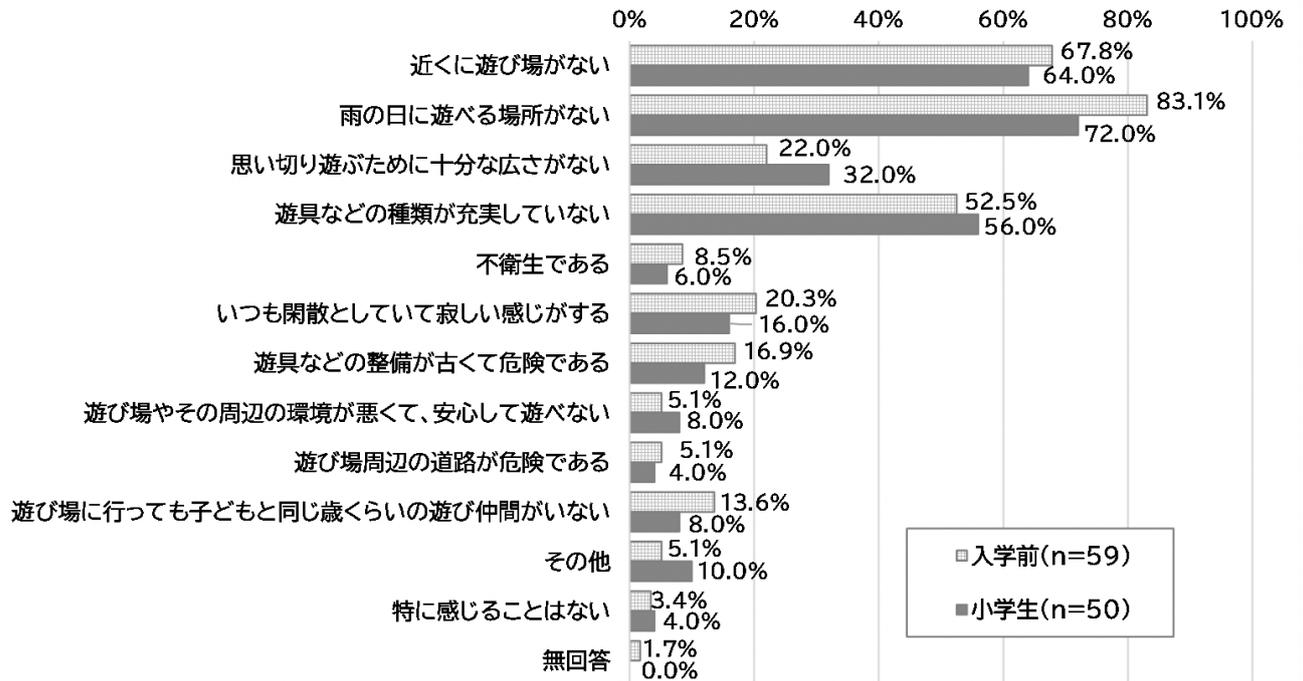


回答者の25.4%が「利用していない」と回答しています。

現在、教育・保育の事業を利用していない具体的な理由について、「子どもの母親又は父親がみている」という家庭が半数以上となっていました。

⑤子どもの遊び場について

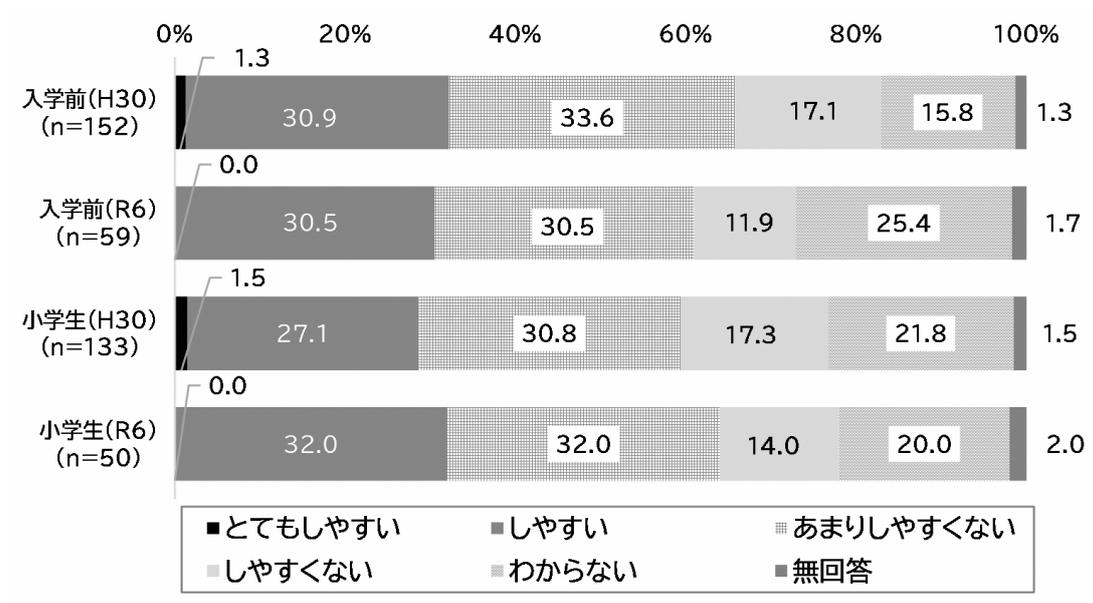
・江差町の子どもの遊び場について、日頃感じていることはありますか。



遊び場のニーズについて、小学校入学前保護者・小学生保護者いずれも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が多く回答されていました。

⑥子育てのしやすさについて

・江差町は子育てがしやすいまちだと思いますか。



町の子育てのしやすさ（満足度）に関しては、小学校入学前保護者は、江差町が子育てをしやすいまちだと思う割合（「とてもしやすい」と「しやすい」の合計）は、約3割となっています。前回調査と比較すると、子育てをしやすいまちだと思う割合はほぼ同率となっていますが、子育てをしやすいまちだと思わない割合は減少しています。

一方、小学生保護者は、江差町が子育てをしやすいまちだと思う割合（「とてもしやすい」と「しやすい」の合計）は、約3割となっています。前回調査と比較すると、大きな変化はありませんが、肯定的な回答がやや増加しています。

4 子どもの生活実態調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定に向けた基礎データとして、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、支援ニーズ等について把握し、本町における子どもの貧困対策に係る福祉施策・教育施策等の方向性を検討することを目的として実施しました。

(2) 調査期間

令和6年2月～3月

(3) 調査の方法と回収状況

①保護者アンケート

小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の保護者を対象に、家庭の経済状況や、就業状況、子どもとのコミュニケーション、子どもの学習・進学に関する意向等を把握し、子どもの生活実態と経済状況などの家庭の状況との関連を分析することを目的として実施しました。

②子ども（生徒）アンケート

小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の子ども（生徒）を対象に、子どもの基本的な暮らしや学校生活の様子、学習意欲や進学に関する意向、放課後の過ごし方、将来の夢や希望、保護者との関わり等を把握することを目的として実施しました。

調査対象者	調査方法	配布数	回収数（率）
小学5年生児童	郵送による配布、回収	40	34（85.0%）
小学5年生児童保護者		40	21（52.5%）
中学2年生生徒		50	39（78.0%）
中学2年生生徒保護者		50	30（60.0%）
高校2年生生徒		60	9（15.0%）
高校2年生生徒保護者		60	10（16.7%）
計		300	143（47.7%）

<留意点>

- ・ 回答結果の割合（%）は、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・ グラフ及び表の「n」は、集計対象者数を表しています。

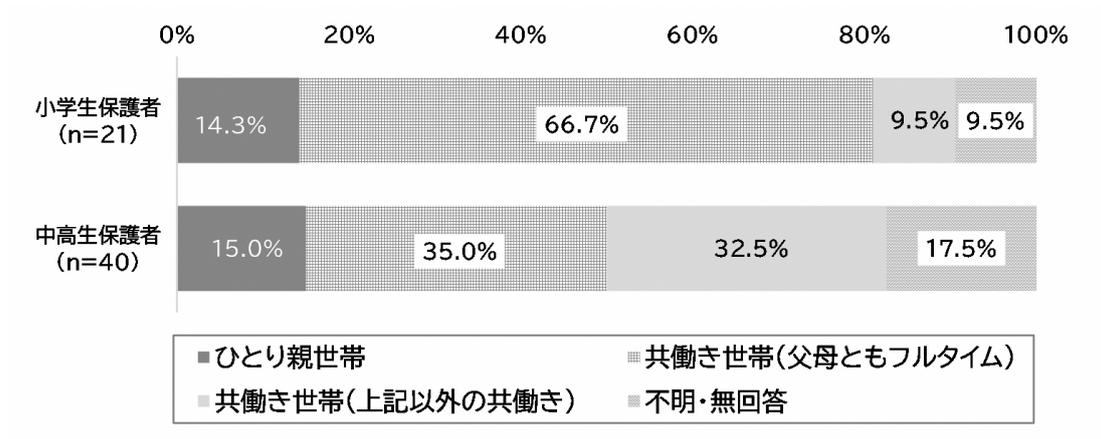
(4) アンケート調査の結果

①世帯類型

両親の同居状況、就労状況をもとに、世帯類型の割合を算出しました。

小学生保護者において「共働き世帯（父母ともフルタイム）」の割合が最も高くなっています。父母いずれかがフルタイム以外の「共働き世帯（上記以外の共働き）」は、小学生保護者においては約1割程度で、中高生保護者になると約3割となっています。

ひとり親世帯の割合は、小学生保護者・中高生保護者とも、同程度の割合でした。



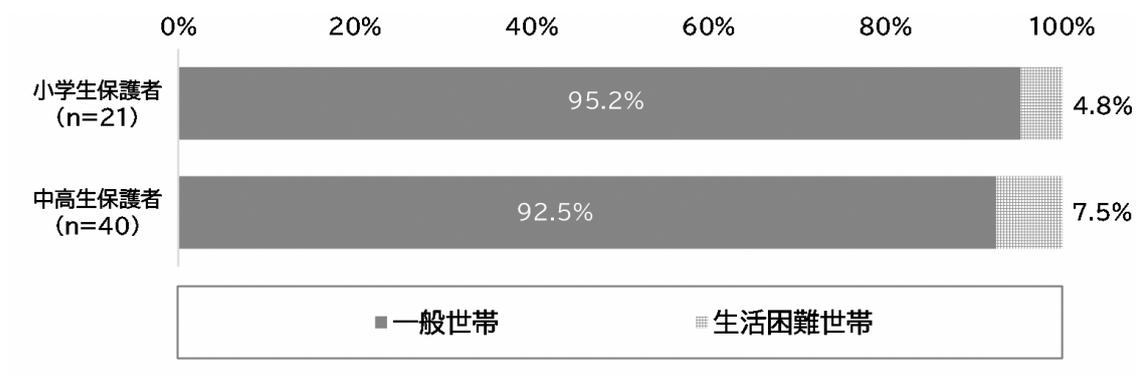
②生活困難世帯の判定と状況

本調査では、令和3年の国民生活基礎調査による「貧困線」（世帯収入と人員から算出した最低限の収入水準）を下回る世帯を「生活困難世帯」としています。

<貧困線>

世帯員人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
政府推計における貧困線の基準 (2021)	127万円	179万円	220万円	254万円	284万円	311万円

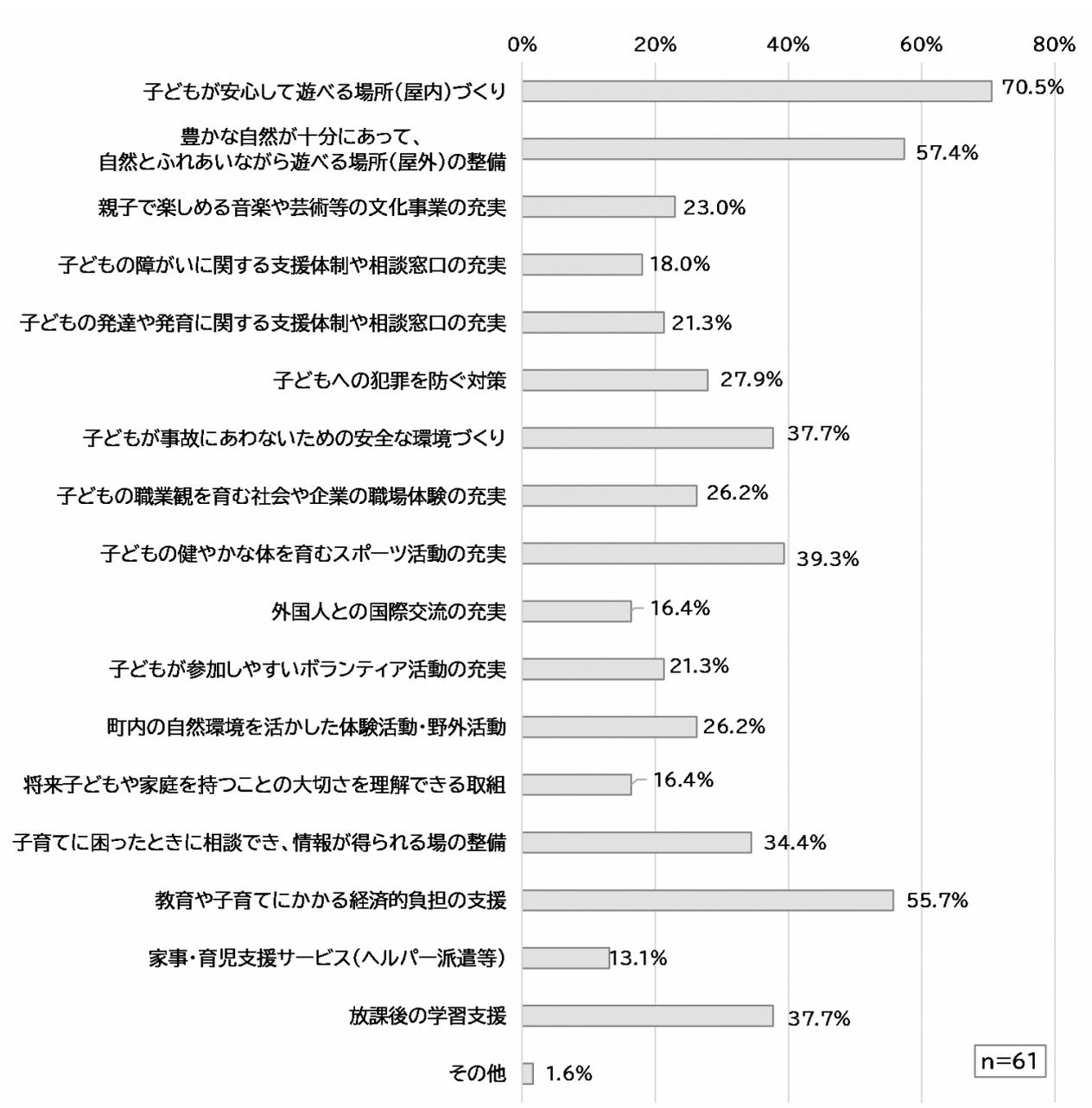
小学生保護者では「生活困難世帯」が4.8%、中高生保護者では「生活困難世帯」が7.5%となっています。「生活困難世帯」に該当しているのは合計4世帯ですが、そのうち3世帯が「ひとり親世帯」となっています。



③子どもを生み育てやすいまちになるために、保護者が望む施策

子どもを生み育てやすいまちになるために、保護者が望む施策は、「子どもが安心して遊べる場所（屋内）づくり」の割合が最も高く、次いで「豊かな自然が十分にあって、自然とふれあいながら遊べる場所（屋外）の整備」、「教育や子育てにかかる経済的負担の支援」と続きます。

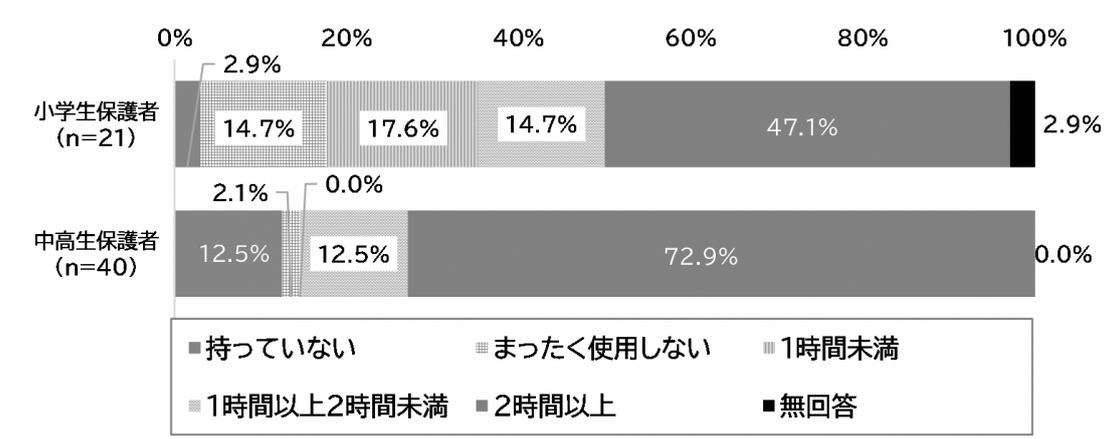
全体として、経済的支援よりも子どもの居場所づくりを課題と考える子育て世帯が多いものと考えられます。



④スマートフォンの使用時間

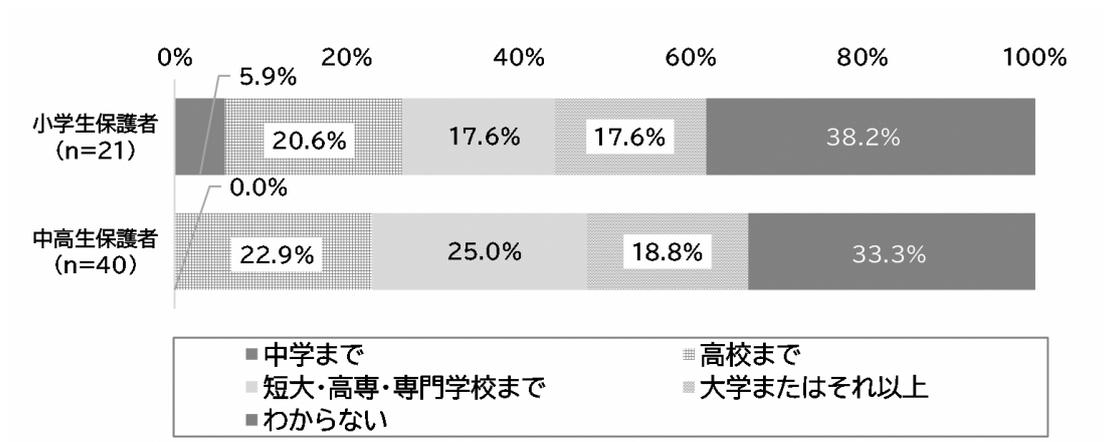
スマートフォンを「持っていない」割合は、小学生よりも中高生（中学生）のほうが高くなっています。平日のスマートフォンの使用時間は、小学生では「2時間以上」が約半数、中高生では「2時間以上」が約7割となっています。

生活困難世帯の子ども（小学生1人、中高生3人）は、4人中「持っていない」が1人、「2時間以上」が3人となっています。

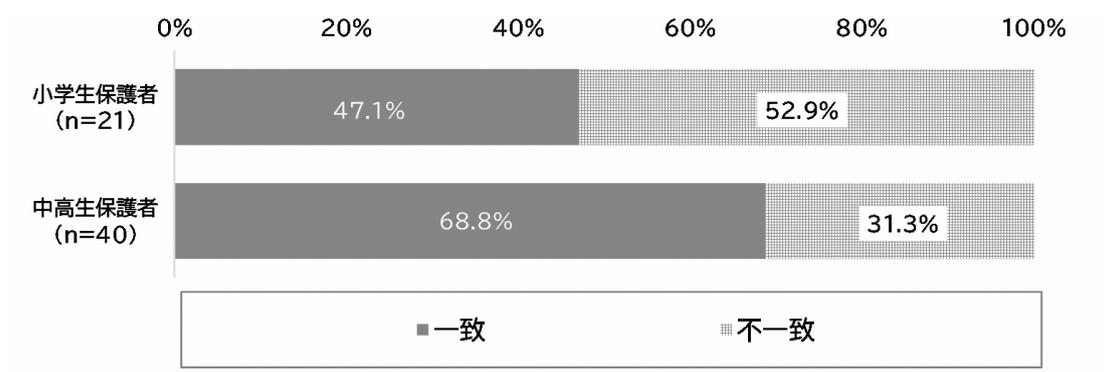


⑤進学希望

進学希望は「わからない」を除いて、小学生においては「高校まで」の割合が最も高く、中高生においては「短大・高専・専門学校まで」の割合が最も高くなっています。



また、子どもの進路希望と保護者の期待する進路を比較すると、小学生では約半数、中高生では約3割が不一致となっています。



第3章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育や子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められました。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（基本理念）

第3条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感される。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（基本理念）

第3条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

第1期計画及び第2期計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、次の基本理念を掲げました。

子どもの幸せを第一に考え

すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い

子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

本計画においても、この基本理念に基づき、より一層子ども・子育て支援施策を推進していきます。

(2) 基本目標

本町では、江差町次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）を継承し、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえるとともに、社会的な課題とされる子どもの貧困・体罰を含む虐待等への対策を充実し、地域の人々と家庭が寄り添い子育てに対する不安感や孤立感を感じることなく親子が向き合える環境づくりを実現していくために、基本目標を次のとおり設定しました。

引き継ぎ、次の6つの基本目標を定めます。またそれぞれの基本目標を達するために13の基本施策を定めます。

基 本 目 標

1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

2 計画の体系

【基本理念】

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

- (1) 教育・保育の提供体制の充実
- (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上
- (3) 子育て世帯への経済的支援

基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

- (1) 母子の健康づくりの推進
- (2) 相談支援体制の充実

基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

- (1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

- (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成
- (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援

基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てがすすめられるような体制を整備します。

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 障がい支援施策の推進
- (3) ひとり親家庭に対する支援の充実

基本目標6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

- (1) 子どもの未来を応援する施策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

【概要】

本町では、第2期計画に基づき、計画的に保育サービスの提供体制の整備を行ってきました。

現在、待機児童の発生は見られないものの、児童人口の減少や多様化する保育ニーズに対し、保育士の確保等の受け入れ体制の整備や質の向上が課題となっています。

子ども・子育てニーズ調査結果では、前回調査結果と比べ、フルタイムで就労する母親の増加が見られ、安全な居場所づくりや安心して子育てできる体制づくりを継続していく必要があります。

子育てニーズに応えるべく毎年、進捗評価と見直しを行い、子ども子育て支援の一層の充実を図っていきます。

【計画の主な成果】

- 北部保育園の老朽化に伴う統廃合について検討を進め、令和8年4月に道立江差病院内の院内保育所へ統合する方針を定めました。〔認可保育所の設置・運営〕
- 町立保育所3園と江差幼稚園の合同保育を令和5年6月と10月に実施しました。〔認定こども園の設置・運営支援〕
- 生後6ヶ月以降の乳児保育については、臨時保育士や保育補助員の採用を実施し、待機児童が発生しないよう保育士の確保に努めました。〔乳児保育事業（各保育所）〕
- あすなる幼稚園跡施設は、学童保育所として改修し、令和3年6月より利用しています。児童及びその保護者が集える場としての活用に関しては進展させることができませんでしたが、長期休業日（行事振替日、夏休み、冬休み等）における開設時間の拡充を実施しました。水堀学童保育所の町立化については、町職員の派遣や支援員の採用を実施し、令和6年度からの町立化に向けて取り組んでいます。〔放課後児童対策事業〕
- 令和2年度より会計年度任用職員制度（臨時保育士）が開始され、処遇改善が図られたことや時間単位での雇用から通年雇用へと改善が図られました。〔保育士確保に向けた総合的な取組〕
- 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施するとともに、保育所等の給食費について経費の一部を補助しました。また、令和4年8月から小中学生の学校給食費無償化に合わせ、保育所等の副食費を無償化（月額上限4,500円）しています。〔保育所等園児の保護者に対する給食費補助〕〔小中学校児童生徒の保護者に対する給食費補助〕

【今後の課題】

- ・ 認定こども園との連携強化
- ・ 保育士の確保に向けた取組の充実
- ・ 未就学児などの遊び場・居場所の確保対策について検討

【具体的な江差町の事業】

資料編 49 ページ～51 ページ参照

基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

【概要】

安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長に極めて重要です。核家族化や労働環境の変化などにより、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命を脅かすおそれのある疾病や児童虐待、また、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要です。そのため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊娠期から悩みや不安を相談できる環境を整えるとともに、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭への全戸訪問、親子や子育て世代が交流し合えるような場の提供など、妊娠・出産・子育てに関する相談体制のより一層の充実と向上を図っていきます。

また、乳幼児期は疾病にり患しやすい時期でもあるため、感染症予防の取組やアレルギー性疾患への対応、むし歯予防などにも取り組んでいきます。

【計画の主な成果】

- メール相談を令和5年8月から、令和6年2月から保険適用外の先進不妊治療助成を開始しました。〔不妊相談・不妊治療費助成事業〕
- 令和2年度から、他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成し、妊産婦の健康保持増進の強化及び経済的支援を図っています。〔妊産婦健康診査等交通費助成〕
- 令和5年度は、妊娠届出時や新生児訪問時に制度を周知し、2か月相談時に申請手続きを行ってもらった流れとしたことで、1か月児健診費用助成の申請率が57.7%から92.0%に大幅に向上しました。〔委託医療機関外等の母子健康診査費用助成事業〕
- 令和5年度は、入院などやむを得ない事情の児を除き、ほぼ100%の受診率となりました。乳幼児の心身の健やかな成長発達を保証する機会となっていることから、今後も対象の方すべてが受診につながるよう努めます。〔乳幼児健診事業〕
- 妊娠期は町内の医療機関で健診を受けられる体制にありますが、出産時は町外となります。小児医療の維持・充実のための要望活動、小児科外来・小児科医師との連携を図りながら体制整備を進めていきます。〔小児医療・周産期医療体制の充実〕

【今後の課題】

- ・産後ケア事業の充実
- ・1か月児健診について、詳細な結果を把握するための工夫
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実

【具体的な江差町の事業】

資料編 52 ページ～55 ページ参照

基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

【概要】

子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境を整備することは、子どもの育成にとって重要な視点です。

全国的に子どもを狙った犯罪や、通学時の子どもが被害にあう事故が多発する中で不安や懸念が高まっていますが、保護者や地域の大人による見守りや防犯体制を充実させるとともに、子ども自身の防犯意識も高めていく必要があります。また、子どもの生活実態調査結果からは、小学生の約5割、中高生の約7割が平日にスマートフォンを2時間以上使用している状況がうかがわれ、ネット環境におけるマナーやエチケット、犯罪被害防止に向けた啓発は充実していく必要があります。

【計画の主な成果】

- クリーンアップ作戦のほか、町内会・自治会や学校、事業所などと共同で合計16回の清掃活動を行いました。〔町内美化運動の推進〕
- 令和4年度からスタートした公共施設長寿命化計画（公園・遊具施設編）を基本とし、破損や老朽化などにより安全性に問題のある遊具や設備等の撤去・補修を進めています。〔公園整備事業〕
- 通学路にかかる舗装補修及び区画線設置については、点検を行い、年度毎に計画性をもって予算の範囲にて整備するなど、安全確保に努めました。〔安全な歩道整備事業〕
- 小学校で、交通安全関連団体と連携した交通安全指導を実施しました。また、児童・生徒の登校時の交通安全指導や見守り、新入学児童へ交通安全資材を配布するなど交通安全への取組を実施しました。町立保育所で、ヤマト運輸株式会社の協力をいただいた交通安全教室や、警察署の方に協力をいただいた防犯講話・交通安全教室を実施しました。〔交通安全の推進〕〔地域防犯体制づくりの推進〕

【今後の課題】

- ・ 関係機関と連携した安全を確保対策（道路パトロールによる舗装点検等含む）
- ・ 交通安全教室などによる安全指導啓発や、防犯啓発の活動の充実

【具体的な江差町の事業】

資料編 56 ページ参照

基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

【概要】

次代を担う人材の育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠なものです。少子化や核家族化、地域の希薄化などにより異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

また、子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育所など、さらに学校教育まで見据え、発達の段階に応じた円滑な接続を図っていく必要があります。そのため、幼稚園・保育所から中学校卒業までの10年間を区切りとして、継続的な取組を実施します。

学校やPTAをはじめとした地域の人材を活かした総合学習、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりへの取組、地域資源を活用した体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。

【計画の主な成果】

- 保護者や学校からの要請により特別支援教育支援員を増員し、生活や学習上の困難を抱える児童生徒のサポートを充実させ、学習環境や学校生活の安定が図られました。〔特別支援教育支援員事業〕
- 海洋性イベントとして江差観光みらい機構の協力により小学生の体験活動を行ったほか、夏休みスイミングスクールを実施しました。運動公園や学校体育館の開放による少年団活動の基盤を支えるほか、コンサドーレ札幌から講師を招き食育指導や基礎運動トレーニング講座を開催するなどスポーツ環境の充実を図りました。〔体力の向上対策〕
- 小中の乗り入れ授業や交流事業の実施により、小学校から中学校への接続、中1ギャップ問題に関しては大きく減少しています。次年度以降は取組を拡大し、幼稚園・保育所から中学校卒業までの10年間を区切りとして、継続的な取組を実施します。〔小中一貫教育の推進〕
- 令和2年4月1日より江差幼稚園は幼保連携型認定こども園として運営されており、町立保育所との連携や交流などを通じて、幼児教育の充実に向けて推進します。〔幼児教育（幼稚園部門）の充実〕

【今後の課題】

- ・ 児童減少による子どもの育ち支援体制の見直し
- ・ 小中一貫教育の推進
- ・ 地域の企業、団体等の育成や人材確保対策

【具体的な江差町の事業】

資料編 57 ページ～60 ページ参照

基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

【概要】

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあり、社会的に喫緊の課題となっています。虐待の発生子防や早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切に捉えて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携、情報共有を図っていきます。

また、障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもを早期に発見し、関係機関の支援につなげるとともに、幼稚園や保育所への訪問などを通じて、支援が必要な家庭には適切な支援が受けられるよう取り組んでいきます。

【計画の主な成果】

- 妊娠届出時から乳幼児健診や相談での支援が必要なケースについて支援会議等で把握し、早期支援につなぎました。〔児童虐待早期発見事業〕
- 江差町要保護児童対策地域協議会などを通じ、児童虐待や非行の防止に努めており、さまざまな場を通じ情報収集を行いながら適切な支援を行うことができました。保育所を利用している園児の状況など、日頃から保育士が園児の見守りや保護者との会話の中で異変を察知することで早期に発見し、適切な支援に結びつけられるよう保育士連絡会議などで協議してまいりました。〔おや？おや？安心サポートシステム〕
- 相談支援事業、巡回児童相談事業は援や相談が必要な児童には随時訪問や面談等の支援を行っています。〔相談支援事業、巡回児童相談事業〕
- 令和6年1月から「たまみずき上ノ国町」への往路の移送サービスを開始し、放課後に各学校から直接町の送迎車で送ることにより、保護者の送迎にかかる負担の軽減につながっています。〔上ノ国町子ども発達支援センター（たまみずき上ノ国町）〕

【今後の課題】

- ・虐待発生子防、早期発見など関係機関（児童相談所・警察・民生児童委員協議会）との連携
- ・職員のスキルアップに向けた取組の充実
- ・障がい児支援の推進（上ノ国町子ども発達支援センター、たまみずき上ノ国町との連携等）

【具体的な江差町の事業】

資料編 61 ページ～62 ページ参照

基本目標6 はばたく子育て（子どもの未来応援計画（貧困対策推進計画））

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

【概要】

令和3年の「国民生活基礎調査」によると、「貧困線」は127万円となっており、日本の子どもの貧困率は11.5%となっています。本町の子どもの生活実態調査結果では、この貧困線を下回る「生活困難世帯」は、小学生保護者では4.8%、中高生保護者では7.5%となっており、回答のあった実世帯数は4世帯ですが、そのうち3世帯が「ひとり親世帯」となっています。

子どもの貧困は、経済的な困窮に加え、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。このような貧困のリスクや原因と考えられるものを一つひとつ取り除くための取組と、貧困の連鎖を断ち切るために継続的かつ横断的な取組が求められています。

①教育の支援（学習支援）

教育の機会はすべての子どもの健やかな成長に不可欠であるにもかかわらず、貧困のため学習機会や様々な体験機会に恵まれないことが教育格差につながる可能性があります。この教育格差は就学格差や所得格差につながり、世代間で貧困の連鎖が生まれる背景の一つであるといわれています。本町では、多様な学習体験の機会や多世代交流を提供し、これらの課題に対応していきます。

②生活の安定に資するための支援（生活支援）

規則正しい生活習慣や食生活は、健康を維持するために重要であるとともに、特に子どもにおいては健やかな成長を育むために必要なものです。これに対し、貧困は偏食や欠食による栄養不足から健康不安を招くといった問題があります。本町では、健診事業や親子食育教室の充実により、現在から将来にわたって心身ともに健全な青少年を育成するような食育や相談など支援を進めます。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（経済支援・就労支援）

子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要とされますが、不安定な雇用やひとり親といった理由から生活基盤が不十分だと、安定した居場所を失い、健康上の問題や生活上の困難が生じる可能性があります。本町では、生活就労サポートセンターひやまやハローワークとの連携により、求職中の保護者に対し職業訓練や就業能力向上などの支援を行い、安定した生活につながる支援を行います。

【計画の主な成果】

①教育の機会均等を図る支援（学習支援）

- 学習塾代のほか、令和5年度から習い事などの文化・スポーツ活動まで助成範囲を拡充し、助成上限月額も増額しました。【子どもの未来応援事業（学習支援）】

②生活の安定に資するための支援（生活支援）

- 希望者に対しては、全ての方への貸与を実施し、人材育成と確保を図りました。[奨学金の貸与]
- 令和5年度は新規2名の方に貸付を開始しました。[江差町看護職員養成修学資金貸付制度]

③保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）

- 学校での授業や職場体験学習等を通じ、働くことに対する関心を高めるとともに、自己の将来の展望を考えることができるよう努めました。「キャリア教育」

【具体的な江差町の事業】

資料編 63 ページ～72 ページ参照

第5章 子ども・子育て支援事業計画における 量の見込み・確保方策

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

(1) 幼稚園や保育所などに関する需給計画

(提供エリア内利用見込みとそれに対する定員を確保する計画)

本町をエリア分け（全域でも可）し、エリアごとに計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園の利用見込み数（必要利用定員総数）と小規模保育事業や保育ママなど（地域型保育事業）の利用見込み数（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所などの定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

また、令和8年度からは、新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、満3歳未満の子ども（保育の必要性のある子どもを除く）も制度の対象とする方向性が示されています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

(提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画)

(1)と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の事業をいいます。

①利用者支援事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
②時間外保育事業	
③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	⑩養育支援訪問事業
④子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	※子育て世帯訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業等が新設予定
⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	
⑥一時預かり事業	⑪妊婦健康診査事業
⑦病児・病後児保育事業	⑫産後ケア事業
⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	⑬実費徴収に係る補足給付事業
	⑭多様な主体の参加促進事業

【事業の説明】

①利用者支援事業	子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。
②時間外保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。
③放課後児童健全育成事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 国においては「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～5年度）が策定され、令和7年度以降も放課後の児童の居場所の確保や質の向上が求められている。今後もニーズ量を注視しながら、小学校の児童が放課後等を安全・安心に過ごし、さらに多様な体験・活動を行うことができるよう検討をする。
④子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。
⑤地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業。
⑥一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、必要な保護を行う事業。
⑦病児・病後児保育事業	病気の児童について、病院や保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業。
⑧子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
⑩養育支援訪問事業 その他要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要とされる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家庭援助などを行う事業。
⑪妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
⑫産後ケア事業	退院直後の母子の心身のケアや育児サポートを行うため、出産後一年を経過しない母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助などを行う事業。
⑬実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事へ参加する費用等を助成する事業。
⑭多様な主体の参加促進事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

(3) 認定こども園の普及等に係る取組

(教育・保育の一体提供及び推進体制の確保内容)

認定こども園の普及に係る基本的な考え方を定めることとなります。

なお、利用見込み数や確保する定員は、施設・事業の区分ごとに算出することとなります。特に保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「教育・保育給付認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分	対 象 者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間※ 保育標準時間※	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。（短時間＝最長8時間・標準時間＝最長11時間）

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育提供区域」を設定してその区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり整備の目安となる教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本町の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むものであり、各施設・事業等の利用が制限されるものではありません。

(1) 教育・保育に係る区域

【1号認定＝教育利用】

本町全域＝1区域とします。

【2号及び3号認定＝保育利用】

本町全域＝1区域とします。

【乳児等通園支援事業】

本町全域＝1区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る区域

本町全域＝1区域とします。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。概要は以下の通りです。

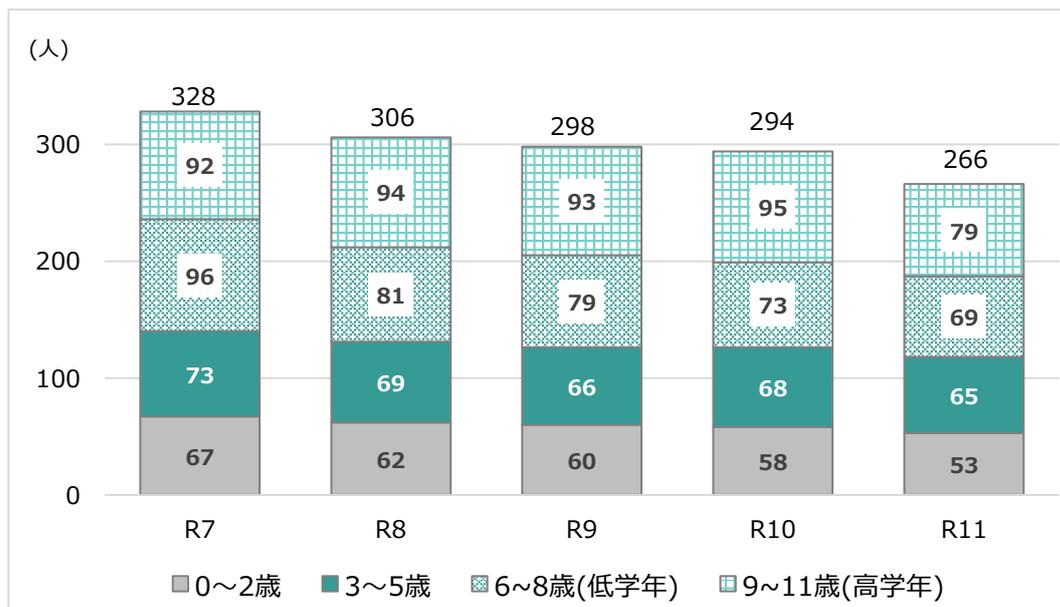
3～5歳	・保育所(園)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化 ・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300 円) ・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000 円)
0～2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円)

4 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 子どもの人口の見通し

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるため、本町における子どもの将来人口を「コーホート変化率法」で推計しました。

本町の0～11歳の子どもの人口の見通しとして、令和11年には266人（就学前児童合計118人、小学生合計148人）と、減少することが見込まれます。



資料：令和2～6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の現状

本町の教育・保育施設としては、令和6年度現在、町立保育所3園、私立認定こども園が1園あります。

町立保育所については、令和8年度に日明と水堀保育園の統合を予定しています。

■保育所

令和7年度

	認可定員	開園時間
かもめ保育園	80人	開所時間：7:30~18:00 延長保育：~19:00
日明保育園	30人	開所時間：7:30~18:00 延長保育：~19:00
水堀保育園	30人	開所時間：7:30~18:00 延長保育：~19:00

令和8年度～

	認可定員	開園時間
かもめ保育園	80人	開所時間：7:30~18:00 延長保育：~19:00
新保育園 (日明保育園 水堀保育園)	30人	開所時間：7:30~18:00 延長保育：~19:00

■認定こども園

	認可定員		開園時間
江差幼稚園	保育を必要とする (保育所機能)	25人	開所時間：7:30~18:30 延長保育：~19:30
	保育を必要としない (幼稚園機能)	35人	登園時間：8:30~9:30 降園時間：13:30~ 預かり保育：13:30~17:00

(3) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

町に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の見込み（必要利用定員総数）」を以下の区分で設定します。

- ① 1号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要としないもの
- ② 2号認定：満3歳以上の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの
- ③ 3号認定：満3歳未満の小学校就学前の子どもで保育を必要とするもの

■ 1号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号 認定	(2号) 学校教育 希望								
① 実績		23人	0人	19人	0人	22人	0人	12人	0人	12人	0人
		23人		19人		22人		12人		12人	
確保の 内容	認定こども園(1号 枠)、幼稚園	23人		19人		22人		12人		12人	
	②合計	23人		19人		22人		12人		12人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号 認定	(2号) 学校教育 希望								
① 量の見込み		14人	0人	13人	0人	13人	0人	13人	0人	12人	0人
		14人		13人		13人		13人		12人	
確保の 内容	認定こども園(1号 枠)、幼稚園	14人		13人		13人		13人		12人	
	②合計	14人		13人		13人		13人		12人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

※「(2号)学校教育希望」:保育認定(2号)のうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの

■ 2号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	
① 実績		64人		65人		69人		56人		61人	
確保の内容	認定こども園(2号枠)、 保育所	64人		65人		69人		56人		61人	
	②合計	64人		65人		69人		56人		61人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)		2号認定 (幼児期の「学校教育希望」を除く)	
① 量の見込み		51人		48人		46人		48人		46人	
確保の内容	認定こども園(2号枠)、 保育所	51人		48人		46人		48人		46人	
	②合計	51人		48人		46人		48人		46人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

■ 3号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳								
① 実績		3人	29人	3人	34人	2人	33人	3人	24人	5人	25人
確保の内容	認定こども園(3号枠)、 保育所	3人	29人	3人	34人	2人	33人	3人	24人	5人	25人
	②合計	3人	29人	3人	34人	2人	33人	3人	24人	5人	25人
②-①		0人	0人								

		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		3号認定			3号認定			3号認定			3号認定			3号認定		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		5人	14人	18人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	4人	12人	13人
確保の内容	認定こども園(3号枠)、 保育所	5人	14人	18人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	4人	12人	13人
	②合計	5人	14人	18人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	5人	13人	15人	4人	12人	13人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 提供体制と確保の内容

<本町における教育・保育ニーズの傾向>

児童人口は減少傾向にありますが、就労している母親が年々増加しており、特にフルタイム勤務の方が増加しています。そのため、1号認定のニーズは減少する一方で、2号及び3号認定のニーズが増加傾向にあります。

<確保の方針>

①量の確保

就学前の保育・教育とも、町全体として供給に余力が出てくる見込みのため、量的拡充や新規事業についての検討は行いません。今後の就学前児童人口の推移を注視しながら、1号認定及び2号認定の定員を見直し、質の担保のできる供給体制の維持に努めます。

②質の確保

幼児教育・保育の無償化の影響により、保育所や認定こども園へのニーズの増加等の可能性も考えられます。供給のあり方を検討するとともに、幼児教育・保育の質の向上に努めてまいります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の現状

事業名	実施年度	平成30年実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業	量の見込み(か所)	1	1	1	2	2	2
	確保方策(か所)	1	1	1	2	2	2
②時間外保育事業 ／1か所	量の見込み(人/月)	2	0	0	0	0	0
	確保方策(人/月)	2	2	2	2	2	2
③放課後児童 健全育成事業 ／3か所※(江差小学校・ 南が丘小学校・江差北小学校)	量の見込み1年(人)	25	13	6	6	16	12
	量の見込み2年(人)		10	11	4	2	14
	量の見込み3年(人)		2	5	6	2	4
	量の見込み4年(人)	9	4	0	2	2	0
	量の見込み5年(人)		1	2	0	1	1
	量の見込み6年(人)		0	0	1	0	3
	量の見込み合計(人)	34	30	24	19	23	34
	確保方策(人)	55	55	55	55	55	80
④子育て短期支援事業 ／0か所	量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討					
⑤地域子育て支援拠点 事業(子育てひろば事業) ／1か所	量の見込み(人/年)	151	104	148	350	308	
	確保方策(人/年)	151	104	148	350	308	
⑥病児・病後児保育事業	量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討					
⑦一時預かり事業 (幼稚園)／1か所	量の見込み1号(人/年)	2,922	2	14	101	71	2
	量の見込み2号(人/年)		2	14	101	71	2
	確保方策(人/年)	2,922	2	14	2	14	2
⑦一時預かり事業 (保育所)／3か所	量の見込み(人/年)	172	3	8	5	2	
	確保方策(人/年)	172	3	8	5	2	
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(か所)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0	0
⑨乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み(人/年)	33	23	20	21	27	
	確保方策(人/年)	33	23	20	21	27	
⑩養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	10	20	9	7	27	
	確保方策(人/年)	10	20	9	7	27	
⑪妊婦健康診査事業(14回)	量の見込み(人/年)	44	279	248	248	264	
	確保方策(人/年)	44	279	248	248	264	
⑫実費徴収に係る補足給付	確保方策	事業実施に向けた検討					
⑬多様な主体参入促進	確保方策	事業実施に向けた検討					

※令和5年度までは2か所(江差小学校・南が丘小学校)

(6) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

区分		実績	推計				
事業名	実施年度	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業	量の見込み(か所)	2	2	2	2	2	2
	確保方策(か所)	2	2	2	2	2	2
①妊婦等包括相談支援事業 (3回) 新設	量の見込み(件/年)	60	54	54	48	48	60
	確保方策(件/年)	60	54	54	48	48	60
②時間外保育事業 ／1か所	量の見込み(人/月)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(人/月)	2	0	0	0	0	0
③放課後児童 健全育成事業 ／3か所(江差小学校・ 南が丘小学校・江差北小学校)	量の見込み1年(人)	16	12	13	11	8	11
	量の見込み2年(人)	2	9	8	9	8	6
	量の見込み3年(人)	2	8	5	5	5	5
	量の見込み4年(人)	2	2	4	3	2	3
	量の見込み5年(人)	1	1	1	2	1	1
	量の見込み6年(人)	0	3	2	2	3	2
	量の見込み合計(人)	23	35	33	31	29	28
	確保方策(人)	80	80	80	80	80	80
④子育て短期支援事業 ／0か所	量の見込み(人/年)	0	0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)	0	0	0	0	0	0
⑤地域子育て支援拠点 事業(子育てひろば事業) ／1か所	量の見込み(人/年)	308	293	274	264	264	247
	確保方策(人/年)	308	293	274	264	264	247
⑥病児・病後児保育事業	量の見込み(人/年)	0	285	266	259	255	231
	確保方策(人/年)		事業実施に向けた検討				
⑦一時預かり事業 (幼稚園)／1か所	量の見込み1号(人/年)	71	83	77	77	77	71
	確保方策(人/年)	71	83	77	77	77	71
⑦一時預かり事業 (保育所)／3か所	量の見込み(人/年)	14	6	6	6	6	5
	確保方策(人/年)	2	6	6	6	6	5
⑧子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(か所)	2	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0	0
⑨乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み(人/年)	27	20	20	18	18	16
	確保方策(人/年)	27	20	20	18	18	16
⑩養育支援訪問事業	量の見込み(人/年)	27	13	12	12	12	11
	確保方策(人/年)	27	13	12	12	12	11
⑩子育て世帯訪問支援事業 新設	量の見込み(人/年)		0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)		事業実施に向けた検討				
⑩児童育成支援拠点事業 新設	量の見込み(人/年)		0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)		事業実施に向けた検討				

(6) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

区分		実績	推計				
事業名	実施年度	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑩親子関係形成支援事業 (新設)	量の見込み(人/年)		0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)		事業実施に向けた検討				
⑪妊婦健康診査事業(14回)	量の見込み(件/年)	264	280	252	252	224	224
	確保方策(件/年)	264	280	252	252	224	224
⑫産後ケア事業	量の見込み(件/年)		1	1	1	1	1
	確保方策(件/年)		1	1	1	1	1
⑬実費徴収に係る補足給付	確保方策		事業実施に向けた検討				
⑭多様な主体参入促進	確保方策		事業実施に向けた検討				

(6) 乳児等通園支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）

区分		実績	推計				
事業名	実施年度	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業	量の見込み0歳児(人・日)		1	1	1	1	1
	量の見込み1歳児(人・日)		1	1	1	1	1
	量の見込み2歳児(人・日)		1	1	1	1	1
	量の見込み合計(人・日)		3	3	3	3	3
	確保方策(人・日)		検討	3	3	3	3

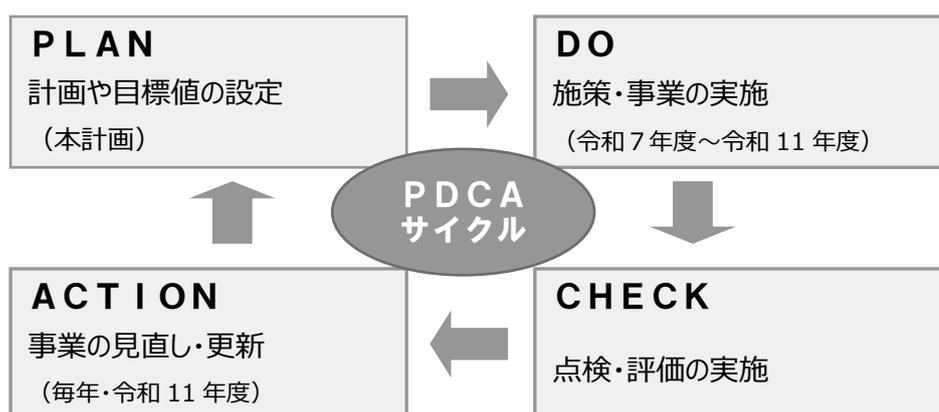
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園・保育所など子ども・子育て支援事業者、学校、事業所、町民と連携して、多くの意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映していきます。新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。このため、点検評価について各年度で行い、施策の改善に努めます。



3 子ども・子育て会議

委員名簿等を掲載予定

資料編 令和6年度の江差町の取組

基本理念

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

1 のびのび子育ての取組（基本目標1）

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

（1）教育・保育の提供体制の充実

認可保育所の設置・運営

町民福祉課

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保護者が安心して就労と子育てを両立していくため、日中保育ができない保護者に代わり保育を行っています。

現在、3か所の保育所がありますが、少子化による入所児童数の減少や施設の老朽化、保育ニーズの多様化などに対応した北部保育所の施設整備を検討していきます。

また、引き続き保育士の確保等、保育の質の充実にも努めていきます。継続

認定こども園の設置・運営支援

町民福祉課

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

私立江差幼稚園は令和2年4月1日から幼保連携型認定こども園としてスタートしており、特に保育部門の強化として、保育の質の充実を図るためにも町立保育所保育士との連携・交流強化や園児同士の交流の場の確保を図るなど、運営支援していきます。継続

乳児保育事業（各保育所）

町民福祉課

生後6ヶ月以降の乳児保育を実施します。受入時の発育、発達状況や離乳食、疾病などについて、保護者との連携を図り、日々の発達に即した保育計画に基づき、安心して預けられるようサービスの充実に努めます。継続

土曜一日保育（かもめ保育園）

町民福祉課

保育所は、土曜日は午前保育ですが、かもめ保育園では入所している園児に対し、土曜日の午後からも勤務のある保護者のニーズに応えるため、土曜一日保育を実施します。継続

※日明・水堀保育園に入園中の園児も利用することが出来ます。

延長保育事業（かもめ保育園）

町民福祉課

かもめ保育園では、保護者の仕事などのため、通常の開所時間を延長して園児の保育を希望する場合に行っています。利用にあたっては、月単位利用、1日単位（緊急）利用と必要に応じて選択できる方法で実施します。継続

障がい児保育事業（各保育所）

町民福祉課

保育所では、保護者の就労又は疾病などの理由により、保育を必要とする障がいをもつ乳幼児を保育所で預かります。療育に関する専門的指導や相談は、保健師や専門機関との連携を図り、保護者と園児が安心して過ごせる環境づくりに努めます。継続

一時預かり事業（各保育所）

町民福祉課

保育所では、保護者が就労、冠婚葬祭、通院、介護などにより、一時的に保育を必要とする乳幼児を保育所で預かります。また、里帰り出産のために帰省している世帯の乳幼児が、一時的に保育が必要な場合についても実施します。継続

慣らし保育（各保育所）

町民福祉課

保育所では、保護者の不安解消やお子さんが環境の変化に慣れるよう1週間程度で少しずつ時間を延ばして保育を実施します。継続

病後児保育事業検討

町民福祉課

保育所に入所中の園児が、病気の回復期や保育中に体調不良となり、集団保育が困難な場合に預かる事業です。専門保育室の確保や看護師の配置などの課題があり実施していません。継続

放課後児童対策事業

町民福祉課

就労等により、保護者が日中家庭に居ない小学校児童に対し、授業終了後に学校の空き教室等を利用し、放課後における遊びや生活の場を確保しています。また、支援員の他に支援員補助員を配置することで、利用者のニーズに合わせた運営の実施を図ってまいります。

令和元年度末で廃園となったあすなろ幼稚園跡施設は、学童保育所として改修し、令和3年6月より利用していますが、未使用日に、小学生以下の児童及びその保護者が憩える場としての活用を検討します。継続

また、父母会で運営していた水堀学童保育所については、令和6年度より町立化しました。場所を江差北小学校内に移転し「にじいろ児童会」として運営を開始しており、学校とも連携を図りながら児童会の安定的な運営に向け取り組んでまいります。拡充

(2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上

保育士確保に向けた総合的な取組

町民福祉課

保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携するとともに、就労条件の向上などにより保育士確保につなげ、研修環境の充実など質の向上にも取り組みます。

また、平成 30 年度に保育士の待遇改善を実施し、令和 2 年度から会計年度任用職員制度の中で処遇改善を図りました。なお、保育士の年齢構成を考慮した中で、新規採用者の確保に努めます。継続

(3) 子育て世帯への経済的支援

保育所等園児の保護者に対する給食費補助

町民福祉課

保育所等給食費について、副食費（上限額 4,500 円）を無償化することにより、子育て支援環境の充実を図ります。拡充

多子世帯に対する経済的負担軽減の実施

町民福祉課

18 歳までの兄、姉を有する多子世帯の第 3 子児童の保育所や認定こども園の保育料を免除し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。継続

保育所、認定こども園の利用料の無償化

町民福祉課

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化を実施しており、子育て世帯への経済的支援をします。

継続

小中学校児童生徒の保護者に対する給食費補助

学校教育課

学校給食に要する経費を保護者に補助し、経済的負担を軽減し、家庭生活環境の向上と安心して子どもを産み育てる環境づくりの支援を図ります。継続

子育て応援券交付事業

健康推進課

子どもの健やかな成長を願い、子育て中の家庭の経済的な負担を軽減し子育て支援の充実を図ることを目的として、平成 27 年度以降、出生した子には新生児訪問で、1 歳の誕生日を迎える子には 10 ヶ月健診の時に、紙おむつに交換できる『子育て応援券』を交付します。平成 28 年から粉ミルク、おしりふきを加え、令和 3 年度よりベビーフードとタクシー利用料金を追加し、一人当たりの交付額も増額して制度の充実を図りました。対象者からも好評で利用率が高まり、新生児訪問を早期に希望する人が増え、早期支援につなげます。継続

小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助

学校教育課

経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校への就学が困難なご家庭に対し、学校給食費や学用品費等の費用の一部を援助します。継続

子ども医療費助成事業

健康推進課

満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以降最初の 3 月 31 日までの子どもに対する保険診療にかかる医療費自己負担分を全額助成することで経済的援助を実施します。継続

江差町子育て世帯マイホーム取得助成金交付事業

町民福祉課

子育て世帯が自ら居住する住宅を取得する場合、その取得経費に対して助成金を交付することにより、子育て世帯に対する支援の充実を図るとともに、定住の促進等を図るため、令和 5 年度より新規事業を実施します。新規

2 すこやか子育ての取組（基本目標2）

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

（1）母子の健康づくりの推進

母子健康手帳交付

健康推進課

妊娠届があった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、簡単なアンケートを実施し妊婦のニーズの把握に努め、安心安全に出産するための支援を行い、継続支援が必要な妊婦に対し、妊婦訪問等の支援につなげ、切れ目のない支援に努めます。[継続]

妊産婦健康診査事業

健康推進課

平成 28 年度から妊婦精密検査受診券、令和元年度からこれまで償還払いで対応していた、産後健診についても産婦健康診査受診券を最大 2 回分交付し、産後の身体的機能の回復及び健康保持増進の強化を図ります。[継続]

妊産婦健康診査等交通費助成

健康推進課

令和 2 年度から、他市町村の医療機関で受診する妊産婦健診及び出産時の交通費を助成し、妊産婦の健康保持増進の強化及び経済的支援を図ります。なお、制度内容の効果を検証し、助成の充実を検討します。[継続]

妊婦訪問

健康推進課

妊娠届の際のアンケートや妊婦健康診査の結果等から必要と認められる妊婦に対して個別相談を行い、安全・安心な出産に向けて支援します。必要時は医療機関との連携も図ります。[継続]

不妊相談・不妊治療費助成事業

健康推進課

子どもを望む夫婦に対し平成 30 年度から不妊治療の助成を開始し、不妊治療の一部が保険適用化されたことに伴って、自己負担分を助成することに再度見直しを図り、令和 5 年度は、メール相談及び保険適用外の先進不妊治療助成を開始しました。今後も更なる制度の充実化に努めます。[継続]

風しん予防接種費用助成

健康推進課

妊娠を希望する女性が、風疹抗体価が低い場合、予防接種費用を助成し、生まれてくる子どもの先天性風疹症候群の予防を図ります。また、39 歳～56 歳の男性に行う予防接種が定期予防接種となり、平成 31 年度からの 3 か年及び令和 4 年度からの 3 か年についても、継続して抗体検査及び予防接種を実施します。[継続]

思春期健康教育

健康推進課

中学校で命の大切さや思春期の心身の発達特性、問題に直面した時の対処法などについて健康教育を実施し、心身の健康の保持増進を図ります。

また、健康教育により、今後産み育てる世代の性感染症予防・若年妊娠・望まない妊娠等の防止を図ります。[継続]

委託医療機関外等の母子健康診査費用助成事業

健康推進課

母子の健康管理を図る目的で、委託医療機関外で実施した妊産婦健康診査及び精密検査、妊娠 40 週以降の妊婦一般健康診査、子どもの 1 ヶ月児健診にかかった費用を助成し、母と子の健康保持増進を図ります。課題として、道外で妊婦健康診査等を受診すると道内の委託単価で助成しているため、個人負担が生じる可能性があることから検討を進めます。[継続]

養育医療の給付

健康推進課

2000g 未満で生まれた児、または医師が必要と認めた乳児の入院中の医療費を助成し、健康管理と健全な育成を図る支援をします。継続

新生児聴覚検査の助成

健康推進課

出産後早期に医療機関等で実施される聴覚検査の費用について、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもが早期に治療が受けられる体制整備を図ります。新規

新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

健康推進課

出産後早期に自宅等に訪問し、子どもの体重測定、発育状況、母親の健康状態を確認し親子の健康増進を図ります。また、育児の不安や悩みの相談、子育て情報の提供等により、子育ての孤立を防ぎます。必要と認められる場合は、継続訪問や他機関と連携しながらサービスの提供を行います。里帰り出産した親子にも対応し、必要時には居住地の関係機関に情報提供し継続した子育て支援を図ります。継続

乳幼児相談事業

健康推進課

2ヶ月児、7ヶ月児、2歳6ヶ月児、5歳児に対し、身体計測、発達状況の確認、保健師・栄養士による相談を実施し、乳幼児の心身ともに健やかな成長発達を促す支援をします。

また、2ヶ月児相談では仲間作りを目的にした集団指導、7ヶ月児相談では食生活改善協議会の協力のもと離乳食に活用できる出汁の試食や栄養相談、2歳6ヶ月児相談では保育士によるあそびの提供を実施しながら、育児不安の軽減を図ります。

5歳児相談では就学前の相談の場として、就学に向けて不安なことを保育所や幼稚園、必要時教育委員会へ情報提供を図りながら、連携を進めていきます。継続

乳幼児健診事業

健康推進課

4ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳6ヶ月児に対し、身体計測、発達状況の確認、小児科医の診察を行い、乳幼児の疾病等の発見および予防を図り心身ともに健やかな成長を支援します。また、保健師・栄養士による子どもの成長発達や育児についての相談を実施し不安を軽減し、安心して子育てができるように支援します。継続

健診事後相談

健康推進課

電話や訪問等により、子どもの発達の悩みや不安、対処法について相談や各種相談事業への同伴、関係機関との調整等を実施し、子どもの健やかな成長発達を促進します。継続

あそびの広場

健康推進課

子どもの発達についての悩みを抱えている親子に対して、上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と保健師による発達相談と発達を促すあそびの提供を行い、あそびを通して子どもの発達促進につなげていきます。

また、発達支援センターの協力をもらうことで、切れ目のない支援体制づくりに努めます。継続

ブックスタート事業

社会教育課

7ヶ月児相談を利用して、赤ちゃんと保護者にいっしょに絵本を手渡し、親子が心触れ合うひとときを持つきっかけを作るとともに、乳幼児を抱えても気兼ねなく図書館を利用できるような環境づくりを進めます。継続

歯科健診事業

健康推進課

小学校に入学する前の乳幼児を対象に、歯科医師による歯科診察や歯科衛生士による歯磨き指導とフッ素塗布を行い、虫歯の予防と早期発見を図ります。継続

フッ素洗口事業

学校教育課・健康推進課

町内の認定こども園、保育所の年中児以上を対象に、週1回のフッ素による洗口と歯磨きの方法などについての健康教育を実施し、虫歯を予防する習慣が身につくように支援します。[継続]

予防接種

健康推進課

予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症を予防し健康増進を図るとともに、公衆衛生の向上を図ります。任意予防接種であるインフルエンザ(13歳未満の2回目)の費用の助成も行います。予防接種の種類が増えることで、より子どもの感染症予防の充実を図ります。[継続]

妊婦・乳幼児栄養指導

健康推進課

乳幼児健診・各種相談などの場で 個人の状況や発達段階に応じた栄養相談を行い、母子の健康増進と食慣習の形成を図ります。7ヶ月児相談では出汁を活用した離乳食を作れるよう、食生活改善推進協議会の協力のもと具体的な指導を行います。

また、発達に応じた栄養指導については、パンフレット等を活用し、指導を実施します。[継続]

食育の推進

健康推進課

幼児・児童・生徒と一緒に料理を作る楽しさや食べる大切さ、体の仕組みなどを知り、健康づくりのための食生活を学ぶ機会として栄養士や食生活改善推進協議会が食育講話や健康教育を実施します。[継続]

保育所の食育の推進

町民福祉課・産業振興課

食育計画により、入園児年齢ごとに生命維持につながる「食」を、楽しく食することで基本的な食習慣やマナーが身につくことを目指し、推進します。また、産業振興課と連携した農作物収穫体験や地産地消などの推進を図ります。[継続]

出産・子育て応援ギフト事業

健康推進課

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体的に実施し、妊婦から子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図ります。[継続]

1か月児健診事業

健康推進課

これまで償還払いで助成を行ってきた1か月児健診について、令和6年度より道内委託医療機関については、妊産婦健診と同様に受診券を発行し、費用助成を行う体制を整えます。なお、健診を委託することで、受診結果についても把握できるため、必要時、早期の支援に繋がります。[新規]

産後ケア事業

健康推進課

令和6年度より、産後において家族等の援助を受けられない、心身の不調や育児不安のある母子を対象に、産科医療機関に宿泊して、心身のケア、育児指導等の必要な支援を行う産後ケア事業を実施し、安心して子育てができる支援体制を確保します。[新規]

(2) 相談支援体制の充実

地域子育て支援センター事業

町民福祉課

日明保育園内で実施している地域子育て支援センターは、保育所の機能を活用してすべての子育て家庭の親子を対象に、育児不安や子育ての悩みなどの相談や、子育てサークル・育児ボランティアなどの支援、週1回の保育所開放日に園児とゲームなどを通じて交流を行います。

センター内に「北海道赤ちゃんのほっとステーション」を設置し、授乳やオムツ交換に利用することができます。就園前の子を持つ家庭に対し、遊び場や保護者同士の交流の場を提供することで育児不安等解消の役割を担います。[継続]

子育て相談室・キッズランドの開設（かもめ保育園・水堀保育園）

町民福祉課

かもめ保育園と水堀保育園では、すべての子育て家庭の親子を対象に、保護者や地域の子育て支援対策として、子育て相談室を設け育児不安や子育ての悩みなどの相談の受け入れを行います。

また、第1・3木曜日（かもめ保育園）及び第2・4木曜日（水堀保育園）に、就園前の子どもと母親が一緒に遊べるよう保育所遊戯室等を開放します。[継続]

子育て情報の提供

健康推進課

子育てガイドマップ等を配布するとともに、関係機関と連携を図り子育て情報の一元化等、子育て家庭に対し情報を提供します。妊娠届のあった方にも配布し、出産前から子育て情報の周知を図ります。また、ホームページにも掲載します。[継続]

小児医療・周産期医療体制の充実

健康推進課

小児の初期救急医は檜山医師会の協力による休日・夜間当番医制の実施、小児二次救急医療体制として道立江差病院、さらには小児救急医療拠点病院として函館中央病院が指定されています。

今後も安心して子どもを産み、適切な医療が受けられるよう、小児医療・周産期医療の確保・充実に向けて、小児科外来・小児科医師等と連携しながら体制整備に努めます。

なお、出産に関しては平成26年から道立江差病院で経産婦の分娩が再開されましたが、令和2年度から常勤医が出張医となり分娩休止となっています。[継続]

3 あんしん子育ての取組（基本目標3）

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

（1）子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

町内美化運動の推進

総務課

身近な生活環境が清潔で美しいまちづくりを図るため、クリーンアップ作戦では、**地域住民**、各種団体、学校、事業所などによるボランティア清掃が実施されました。引き続き、町民一人ひとりが取り組む美化運動を推進します。**継続**

公園整備事業

財政課

令和4年度からスタートした公共施設長寿命化計画（公園・遊具施設編）を基本とし、破損や老朽化などにより安全性に問題のある遊具や設備等の撤去・補修を進めていきます。

各公園設備については、日常的な点検に努め、直営による維持管理を行います。また、遊具の維持管理については、引き続き専門業者による点検を行い、設備保守に努めます。**継続**

公衆トイレ等整備事業

総務課

公衆トイレの清潔感を保ち、安心して利用できるよう整備維持管理に努めます。**継続**

※令和6年度に「コミュニティプラザえさし」の供用を開始したことから、従来、公衆トイレとして位置付けていた新地さわやかトイレを撤去し、公衆トイレ機能を新施設へ移転しました。**廃止**

安全な歩道整備事業

建設水道課

安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩道空間に配慮した歩道整備を推進します。道路パトロールを通じ、老朽化歩道舗装補修整備や区画線設置工事を実施します。**継続**

（2）子どもの安全の確保

交通安全の推進

総務課・町民福祉課・学校教育課

学校や認定こども園、保育所などにおいて、関係機関・団体や町内事業所の協力を得ながら交通安全に係る指導・啓発を実施します。**継続**

地域防犯体制づくりの推進

総務課

地域安全体制づくりとして、子ども110番や防犯協会主催による啓発活動など、地域町内会や学校、警察署など関係機関・団体による防犯体制づくりを進めます。**継続**

4 みんなで子育ての取組（基本目標4）

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

（1） 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成

ティーム・ティーチングや少人数指導の実施

学校教育課

各学校においては、教育方針や重点課題に基づき、個に応じた指導の充実を図るため、習熟の程度に応じた指導やティーム・ティーチング等を取り入れ、指導方法や指導体制の工夫・改善を図ります。[継続]

特別支援教育支援員事業

学校教育課

各学校においては、通常学級にも学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒が在籍していることから実態把握に努めるとともに、生活や学習上の困難を改善・克服するため、児童生徒の特性を考慮しながら必要に応じて特別支援教育支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら支援を進めます。[継続]

江差町学力向上対策会議

学校教育課

各学校においては、児童生徒に「読み・書き・計算」の基礎学力の確実な定着を目指し、指導内容や指導方法に創意工夫を凝らした授業改善に努めるとともに、「江差町基礎学力向上対策会議」において、学校間の意見交流を通して「自ら学び、自ら考え判断する児童生徒」の育成に努めます。[継続]

総合的な学習の時間における地域の人材活用

学校教育課・社会教育課

各学校においては、横断的・総合的な学習や探求的な学習等の特色ある活動を推進するとともに、郷土芸能の継承など「ふるさと江差に心の向く教育」推進のため、地域の人材の活用や、文化財施設の見学や歴史を学び誇りと自信を持たせる「ふるさと江差発見学習」の拡充に努めます。[継続]

教育相談の実施

学校教育課

各学校においては、いじめや不登校・喫煙・飲酒・薬物乱用などの問題行動や、心の悩みへの早期対応・早期解消のため、地域連携協定を締結した「北海道医療大学」と連携した教員研修を実施するとともに、関係機関・学校・家庭・地域が一体となった教育相談体制の充実を図ります。また、スクールアドバイザーを活用した教育相談体制についても、充実を図ります。[継続]

道徳教育の充実

学校教育課

各学校においては、教育活動全体を通じて道徳的な心情・判断力・実践意欲と態度などの道徳性を養うとともに、豊かな体験活動を生かしたり、副読本や「私たちの道徳」を活用したりするなど、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実践する道徳的実践力の育成に努めます。[継続]

生徒指導の充実

学校教育課

各学校においては、児童生徒の特性を的確に把握し、すべての教育活動を通して、児童生徒の自己実現が図られる積極的な生徒指導に心がけるとともに、教職員の共通理解を図り、家庭や地域と連携・協力を密にした開かれた生徒指導を進めます。また、「江差町いじめ防止基本方針」に基づき「いじめの防止・早期発見・対応」に努めます。[継続]

読書活動の充実

学校教育課

各学校においては、子どもの豊かな感性や情操、思いやりの心を育むため、朝読書の推奨や学校図書館の利活用を進めるとともに、家庭における「家読（うちどく）」など、読書の習慣化に努めます。[継続]

体力の向上対策

社会教育課

生涯の各世代におけるスポーツ機会の充実については、江差特有の海洋性スポーツや冬季スポーツの振興をはじめ、健康づくりやスポーツの普及を目指します。

具体的には、運動公園施設の積極的な活用を図り、世代間交流を目指したスポーツ教室やスポーツイベントの開催、学校体育施設の開放によるスポーツサークルやスポーツ指導委員との連携、かもめ島や町民の森など地域資源を活用した教室等の実施により、充実した環境づくりに努めます。**継続**

コンピュータ等利用による情報化の推進

学校教育課

各学校においては、校内 LAN や一人に一台のタブレット等の積極的な活用により、児童生徒が情報手段に慣れ親しみ、基礎的な操作を身に付け、適切に活用できるよう学習機会の充実に努めます。また、家庭への持ち帰りによる学習機会の充実にも努めます。**継続**

幼保小中の一貫した取組

学校教育課

江差北小学校・北中学校では、小中9年間を通した学びの連続により、教育の質の向上を図るため、小中の教育目標を統一して小中一貫教育に取り組んでおります。また、江差中学校・江差小学校・南が丘小学校3校による「江差中学校区トライアングルサポート」による連携強化にも努め、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る「中1ギャップ問題未然防止」を含め更なる前進に努めます。**継続**

令和6年度からは、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、そして中学校卒業までの10年間を区切りとして、子どもたちの成長をサポートする取組を推進します。**拡充**

幼児教育（幼稚園部門）の充実

町民福祉課

幼児教育については、異年齢児との交流や色々な環境とのかかわりなど、直接体験や疑似体験による「遊び」や「ふれあい」を通して、基本的な生活習慣や豊かな心情を育むよう努めます。**継続**

（2） 家庭や地域による子どもの育ち支援

スポーツ少年団活動支援

社会教育課

スポーツを通じた「人材」の育成を図るため、青少年の健全育成を理念として、子どもたちにスポーツを経験させる上で重要な役割を担っているスポーツ少年団活動の活性化に向けた取組に対して支援していきます。大会参加時の生涯学習バスの運行や、町民野球場への企業広告料を原資とした各少年団への活動費助成も行います。**継続**

地域子ども会活動支援

社会教育課

地域で様々な活動を行っている子ども会の事業をサポートするとともに、百人一首大会等を実施するなど各団体の交流促進に努めます。百人一首大会では、町内大会・檜山大会など事業運営支援を通じて、町内並びに管内の参加者間の交流促進を図ります。**継続**

江差町青少年健全育成会議

社会教育課

次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として「子どもたちは地域から育む」という意識を持って、地域住民や学校関係者をはじめ関係機関が相互に連携し、時代ニーズに即した事業を展開します。

学校やPTA、民生児童委員など構成団体による連携のほか、家庭教育サポート企業とも連携した下校見守り活動等を実施します。**継続**

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用

学校教育課・社会教育課

各学校において、「地域とともにある学校づくり」を目指し、地域の皆さんがボランティアとして学校の教育活動を支援していく活動など、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、力を合わせることによって、互いに信頼しあい、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちを支えています。

平成29年度に江差北小学校・中学校で、令和元年度に江差小学校、南が丘小学校、江差中学校においてそれぞれ学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が設置され、引き続き、より地域に開かれた学校づくりを推進します。[継続]

ネット犯罪被害防止活動の推進

学校教育課・社会教育課

スマートフォンなどネット環境の充実により、誰もが犯罪被害に遭う可能性があります。学校や関係機関と連携しながら、保護者や児童生徒が被害にあわないための情報を提供するほか、人権を侵すことがないようマナーやエチケットの遵守に向けた指導体制を確保します。また、各学校の各教科の指導においても、情報モラル・マナー・ネットトラブルに対する指導にも努めます。家庭・地域・学校の連携による青少年健全育成運動として、『みんなで育てる「え・さ・し・っ子」運動』に取り組み、町内小中学生標語コンクールやポスター募集、生活リズムチェックシートによる啓発を実施します。[継続]

「絵本サークル ポポリン」

社会教育課

絵本サークルポポリンは、生涯学習社会における「学ぶこと」を中心に活動を続けます。また、子どものもものと思われがちな絵本から、人間の生き方、物の考え方を大人が楽しみながら学び合うとともに、子どもたちに絵本の楽しさを伝え、家庭での読み聞かせや家読（うちどく）の普及に尽力していきます。[継続]

体験・交流活動の展開

社会教育課

休日や放課後において、子どもたちが江差ならではの歴史や文化、自然を生かした体験活動・交流活動等を実施していきます。夏休み子どもスイミング・冬休み子どもスキーレッスン等を実施します。[継続]

子どもの居場所づくり事業の推進

社会教育課・町民福祉課

公共施設を活用し、昔遊びなど子どもの遊ぶ機会や親子で集える場を提供することにより、子どもの安心確保や世代間交流の促進を図ります。文化会館にてシニアカレッジ学園祭と連携し、創作体験他世代間交流を実施するほか、冬期間の子どもや親子の交流の場とした遊びの広場を開設し交流機会の拡大に努めます。

また、江差小学校区学童保育所(なかよし児童会)をはじめとした公共施設について、未使用時間帯に複合施設として活用する等、世代間交流等も可能な子どもの居場所づくりを行います。[継続]

民生委員児童委員・主任児童委員活動

町民福祉課

地域における身近な相談者として地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。また、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動を展開します。

児童委員活動の一環として、小中学校等の参観及び学校と懇談の場を設けてきましたが、感染症の状況等を踏まえ、地域の見守り活動につながる実施の在り方を検討していきます。[継続]

地域のつなぎ役として、児童見守り等の役割を果たしていくため、町内会等関係機関との連携を一層強める他、新北海道民生委員児童委員活動スタイル等に則った活動を継続していく必要があります。[継続]

ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援

産業振興課

雇用の創出と働きやすい職場環境の整備促進に努めるとともに、就職に必要な技能を習得できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら就職支援を行います。[継続]

ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

総務課・産業振興課

男女がともに働きやすく、仕事・子育て・家庭生活を両立し充実した時間がもてるように、育児休業取得など職場環境の整備、男性に対する家事・育児支援等の推進など、広くワーク・ライフ・バランスに対する理解を啓発することにより仕事と子育て等の両立支援を推進します。「育児・介護休業法」に基づく制度の定着と育児短時間勤務制度をはじめ両支援制度について、町広報紙等を活用し事業者へ周知啓発を行います。

また、町民や事業者の取組の範となるよう、役場（職員）自らが率先して育児休業取得などワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。[継続]

5 つながる子育ての取組（基本目標5）

ひとりひとりの特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

（1） 児童虐待防止対策の推進

児童虐待早期発見事業

健康推進課

妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で、生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っています。また、妊産婦・乳児訪問事業においても、早期発見、早期対応を行います。また、アンケートや問診項目により、育児不安や子育てに負担が強い方への支援につなげます。

今後も保護者がSOSを出しやすいよう丁寧な支援に努めます。継続

児童虐待防止推進月間啓発事業

健康推進課・町民福祉課

児童虐待防止推進月間にあわせ虐待予防や早期発見の啓発と、虐待予防のシンボルであるオレンジリボン運動を行います。これまでの啓発活動により、一定程度認知度の向上が図られましたが、地域全体で親子を見守る気運を一層高めていくため、引き続き啓発活動を実施していきます。継続

江差町要保護児童対策地域協議会

健康推進課・町民福祉課

児童虐待の未然防止及び早期発見と迅速な対応のため、児童相談所・警察・民生委員児童委員協議会等により組織し、地域・関係機関連携による対応を行います。児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援について、関係課と連携しタイムリーな支援に努めます。

また、児童福祉法の改正により平成29年度から調整機関への専門職の配置が必置とされたことから、健康推進課を調整機関として指定し、一層の機能強化を図ります。継続

おや？おや？安心サポートシステム

学校教育課・健康推進課・町民福祉課

認定こども園や保育所と地域の母子保健・児童福祉など関係機関と協働のもと、認定こども園や保育所の子育て支援機能を活用し、子育て困難家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援に結び付けられる体制づくりを構築していきます。継続

（2） 障がい児支援施策の推進

第1期江差町障がい福祉プランの推進

町民福祉課

障がい児施策の充実や拡充を図るため、令和6年度に策定しました「第1期江差町障がい福祉プラン」（令和6年度～令和11年度）に基づき、支援を推進します。継続

「第1期江差町障がい福祉プラン」は障がい福祉計画、障がい児福祉計画、障がい者基本計画を一体的に策定したもので、策定機関を6年間に設定しています。各年度で江差町地域障害者自立支援協議会において進捗状況等を確認しながら江差町における障がい児の施策や障がい児サービス等の利用について適正な支援を推進する計画を継続します。継続

相談支援事業

町民福祉課

障がい児が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人、家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報や権利擁護のための援助を行います。平成29年から町内のあすなろ相談支援センターに一般相談を委託し、また、庁舎窓口でも日常的に相談や情報提供を行うことで支援につなげていきます。また、あすなろ相談支援センターの町民への周知を広報等で行い、気軽に相談してもらえるような環境を整えていきます。なお、令和6年度から上ノ国町の相談支援事業所そよかぜも計画相談支援の対象地域を江差町内に拡大しており、利用者の相談支援の選択の幅が広がっています。継続

巡回児童相談事業

健康推進課・町民福祉課

定期的に函館児童相談所の職員が当町を巡回し、18歳未満の児童の発達や障がいなどについての相談を受け必要な支援を行っています。また、療育手帳の交付を受けるための判定（知能検査）なども受けられることなどを紹介し、支援につなげていきます。継続

上ノ国町子ども発達支援センター・放課後デイサービス(たまみずき上ノ国町) **健康推進課・町民福祉課**

発達に遅れのある乳幼児や児童を早期に発見し、福祉、教育、医療関係諸機関との連携を密にして発達相談や療育、生活支援などを行っています。北海道立子ども総合医療・療育センターなどと連携した専門支援事業も実施しています。また、平成30年度よりNPO法人「たまみずき上ノ国町」により放課後デイサービスが開設され、就学後の児童の療育を行っています。また、令和5年度から「たまみずき上ノ国町」への往路の移送サービスを実施しており、今後も継続して保護者の送迎の負担軽減に努めます。

継続

居宅介護などの福祉サービス

町民福祉課

障害者総合支援法に基づき、身体介護や通院介護のためのヘルパー利用、介護をする人が病気などの場合に短期間、施設に入所して介護を受けるショートステイなど、必要なサービスを受けることができるよう、支援を推進します。各サービスについての情報提供は「江差町障がい福祉制度の手引き」を適宜更新していき、最新の情報の周知に努めます。**継続**

特別支援教育支援員事業

学校教育課

「基本目標4(1)確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成」参照 **再掲**

町内各校に特別支援教育支援員を配置します。

障害児サークル支援(いちいの会)

健康推進課

知的障害、情緒障害、肢体不自由などの障がい児を持つ親の会「いちいの会」の活動に対し、子育ての悩みの相談や教育環境、医療、福祉などの情報提供、関係機関との調整などの支援協力を行います。また、平成30年度より2か月に1回保健師を派遣し、支援協力の一層の充実を図ります。

なお、コロナの影響により定期的な活動を停止していますが、情報共有を図りながら随時保護者からの要望を受け、再開の調整を行い支援してまいります。**継続**

各種手帳の取得、各種手当の受給支援

健康推進課 町民福祉課

障がい児が取得できる療育手帳他各種手帳取得に関する支援や特別児童扶養手当や障害児福祉手当等の受給に関する支援を行い、障がい児が利用出来る制度の利用促進を図り、経済的負担の軽減や心理的負担の軽減に努めます。**新規**

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

母子家庭等に対する相談

健康推進課・町民福祉課

児童扶養手当やひとり親医療費助成等の支援制度の手続きや、生活困窮世帯の支援制度について、日常的に相談を受け付ける他、町広報紙や町ホームページを活用した情報発信を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立支援に向けた取組を行います。**継続**

ひとり親家庭等医療費助成事業

健康推進課

ひとり親家庭等の保険診療にかかる医療費自己負担分について以下のとおり経済的支援を行います。

また、町広報やホームページなどで周知を図ります。**継続**

- ① 満18歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの子ども：全額助成
- ② ひとり親家庭の母又は父及び①に当てはまらない満20歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの子ども：一部助成

6 はばたく子育ての取組（基本目標6）

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

基本理念

子どもの幸せを第一に考え

すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い

子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

基本施策1【教育の機会均等を図る支援（学習支援）】

対応する取組（学習支援）

取組	内容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
生活就労サポートセンターひやまとの連携 町民福祉課	生活就労サポートセンターひやまでは、平成28年度より北海道から委託を受け生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもたちが健やかに育成される環境を整備するため、子どもの学習支援や居場所の提供などを実施していることから、連携を図りながら貧困対策を進めます。	生活困窮世帯等への学習支援	新規	継続	継続	継続	継続
施設管理者との連携 社会教育課	施設管理者と連携を図りながら、子どもの居場所づくりや多様な体験の場の提供について、検討します。	多様な体験活動の機会の提供に該当	新規	継続	継続	継続	継続
総合的な学習の時間における地域の人材活用 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	地域学校協働活動における学習支援等に該当	継続	継続	継続	継続	継続
読書活動の充実 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	学校教育による学力保障に該当	継続	継続	継続	継続	継続
認定こども園の設置・運営支援 町民福祉課	基本目標1 (1) 教育・保育の提供体制の充実 参照	幼児教育・保育の質の向上に該当	拡充	継続	継続	継続	継続
障がい児保育事業 町民福祉課	基本目標1 (1) 教育・保育の提供体制の充実 参照	特別支援教育に関する支援の充実に該当	継続	継続	継続	継続	継続
保育所、認定こども園の利用料の無償化 町民福祉課	基本目標1 (1) 教育・保育の提供体制の充実 参照	幼児教育・保育の無償化に該当	新規	継続	継続	継続	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
ブックスタート事業 社会教育課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	その他の教育支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
ティーム・ティーチングや少人数指導の実施 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	少人数指導や習熟度別指導に該当	継続	継続	継続	継続	継続
特別支援教育支援員事業 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	特別支援教育に関する支援の充実に該当	継続	継続	継続	拡充	継続
「江差町学力向上対策会議」 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続	継続	継続	継続	継続
教育相談の実施 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	地域学校協働活動における学習支援等に該当	継続	継続	継続	継続	継続
道徳教育の充実 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	その他の教育支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
放課後学習等の実施 学校教育課	各学校において、基礎や基本の確実な習得や学習習慣の改善を図るため、放課後学習等の充実に努めます。	その他の教育支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
生徒指導の充実 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続	継続	継続	継続	継続
体力の向上対策 社会教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続	継続	継続	継続	継続
コンピュータ等利用による情報化の推進 学校教育課	基本目標4 (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続	継続	継続	継続	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
幼保小中の一貫した取組 学校教育課	基本目標4 (1)確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続	継続	継続	継続	継続
幼児教育(幼稚園部門)の充実 町民福祉課	基本目標4 (1)確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成 参照	その他の教育支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
スポーツ少年団活動支援 社会教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続	継続	継続	継続	継続
地域子ども会活動支援 社会教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	地域における学習支援等に該当	継続	継続	継続	継続	廃止
江差町青少年健全育成協議会 社会教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続	継続	継続	継続	継続
学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の活用 学校教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	拡充	継続	継続	継続	継続
「絵本サークルポポリン」 健康推進課 社会教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	その他の教育支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
交流・体験の展開 社会教育課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	多様な体験活動の機会の提供に該当	継続	継続	継続	継続	継続
子どもの居場所づくり事業の推進 社会教育課 町民福祉課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築に該当	継続	継続	継続	継続	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
子どもの未来応援事業(学習支援) 町民福祉課	<p>生活困窮世帯等に対する小中学生の児童・生徒の学習塾などの経費の一部を助成し、児童・生徒の学力向上を図ることで、将来の貧困の連鎖を断ち切る事業を実施します。</p> <p>令和5年度より、学習塾代のほか、習い事の月謝や用具代も助成対象とすることで、利用者にとってより活用しやすい事業となるよう取り組みます。</p>	生活困窮世帯等への学習支援		新規	継続	拡充	継続

基本施策2【生活の安定に資するための支援（生活支援）】

対応する取組（生活支援）

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
乳幼児相談事業 健康推進課	基本目標2(1) 母子の健康づくりの推進 参照	妊娠・出産期からの相談に該当	継続	継続	継続	継続	継続
乳幼児健診事業 健康推進課	基本目標2(1) 母子の健康づくりの推進 参照	妊娠・出産期からの相談に該当	継続	継続	継続	継続	継続
ニーズ調査の実施 社会教育課	町内の子どもを対象に、必要な体験プログラム、スポーツ少年団等の加入の有無や放課後の過ごし方などのアンケート調査を実施し、学習支援等の必要性について検討します。	市町村等の体制強化	新規	継続	継続	継続	継続
資源量調査団体との連携 町民福祉課	町内の企業・団体の支援可能な項目を整理し、官民一体となった貧困家庭の環境改善などに取り組みます。	生活困窮世帯等の子供への生活支援	新規	継続	継続	継続	継続
乳児保育事業（各保育所で実施） 町民福祉課	基本目標 1(1)教育・保育の提供体制の充実 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
一時預かり事業（各保育所） 町民福祉課	基本目標 1(1)教育・保育の提供体制の充実 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
放課後児童対策事業 町民福祉課	基本目標 1(1)教育・保育の提供体制の充実 参照	切れ目のない支援に該当	継続	継続	継続	継続	拡充
母子健康手帳交付 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
妊産婦健康診査事業 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点 施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
妊産婦健康診査 等交通費助成 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	妊娠・出産期からの相談に該当	新規	継続	継続	継続	継続
新生児訪問(乳 児家庭全戸訪問 事業) 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
健診事後相談 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	妊娠・出産期からの相談に該当	継続	継続	継続	継続	継続
歯科健診事業 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	切れ目のない支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
フッ素洗口事業 学校教育課 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	切れ目のない支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
妊婦・乳幼児栄 養指導 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
食育の推進 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	食育の推進に関する支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
保育所の食育の 推進 町民福祉課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	食育の推進に関する支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
地域子育て支援 センター事業 町民福祉課	基本目標2 (2)相談支援体制の充実 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
子育て相談室・ キッズランドの開 設 町民福祉課	基本目標2 (2)相談支援体制の充実 参照	妊娠・出産期からの相談に該当	継続	継続	継続	継続	継続
子育て情報の提 供 健康推進課	基本目標2 (2)相談支援体制の充実 参照	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点 施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
小児医療・周産 期医療体制の充実 健康推進課	基本目標2(2)相談支援体制の充実 参照	親の妊娠・出産 期、子供の乳幼 児期における支 援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
児童虐待早期発 見事業 健康推進課	基本目標5 (1)児童虐待防止対策の推進 参照	社会的養育が必 要な子供への生 活支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
児童虐待防止推 進月間啓発事業 健康推進課 町民福祉課	基本目標5 (1)児童虐待防止対策の推進 参照	社会的養育が必 要な子供への生 活支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
江差町要保護児 童対策地域協議 会 健康推進課 町民福祉課	基本目標5 (1)児童虐待防止対策の推進 参照	社会的養育が必 要な子供への生 活支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
第1期江差町障 がい福祉プランの 推進 町民福祉課	基本目標5 (2)障がい児支援施策の推進 参照	子供の社会的自 立の確立のため の支援に該当	継続	継続	継続	継続	拡 充
相談支援事業 町民福祉課	基本目標5 (2)障がい児支援施策の推進 参照	子供の社会的自 立の確立のため の支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
巡回児童相談事 業 健康推進課	基本目標5 (2)障がい児支援施策の推進 参照	子供の社会的自 立の確立のため の支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
障害児サークル 支援(いちいの 会) 健康推進課	基本目標5 (2)障がい児支援施策の推進 参照	子供の社会的自 立の確立のため の支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
出産・子育て応 援ギフト事業 健康推進課	基本目標2 (1)母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への 経済的支援に該 当			新規	継続	継続
産後ケア事業 健康推進課	基本目標2 (1)母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への 経済的支援に該 当					新規

基本施策3【保護者の職業生活の安定と向上を図る支援（経済支援・就労支援）】

対応する取組（経済支援）

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
経済支援策の周知 町民福祉課	生活困窮世帯等が必要とする各種貸付け資金などの一覧を作成し、支援制度の周知に努めます。	教育費負担の軽減	新規	継続	継続	継続	継続
保育所等園児の保護者に対する給食費補助 町民福祉課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	新規	継続	拡充	継続	継続
多子世帯に対する経済的負担軽減の実施 町民福祉課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
小中学校児童生徒の保護者に対する給食費補助 学校教育課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	拡充	継続	継続
子育て応援券交付事業 健康推進課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	拡充	継続	継続	継続
小中学校児童生徒の保護者に対する就学援助 学校教育課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
子ども医療費助成事業 健康推進課	基本目標1 (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
不妊相談・不妊治療費助成事業 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	拡充	継続	拡充	継続

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
風しん予防接種費用助成 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
委託医療機関外等の母子健康診査費用助成事業 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
新生児聴覚検査費用の助成 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当		新規	継続	継続	継続
奨学金の貸与 学校教育課	進学を希望するも経済的理由により就学困難な方に対し、学費等を貸与し、有能な人材の育成と確保を図ります。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
江差町看護職員養成修学資金貸付制度 健康推進課	将来、江差町内の医療機関に看護師又は助産師として従事しようとする人に対して、その修学に必要な資金を貸し付けし、看護職員の確保及び医療環境の充実を図ります。令和6年度は貸付金額を5万円から10万円へ増額して貸付します。	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	拡充
養育医療の給付 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
予防接種 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
母子家庭等に対する相談 健康推進課 町民福祉課	基本目標5 (3) ひとり親家庭に対する支援の充実 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
ひとり親家庭等医療費助成事業 健康推進課	基本目標5 (3) ひとり親家庭に対する支援の充実 参照	子育て世帯への経済的支援に該当	継続	継続	継続	継続	継続
1 か月児健診事業 健康推進課	基本目標2 (1) 母子の健康づくりの推進 参照	子育て世帯への経済的支援に該当					新規

対応する取組（就労支援）

取組	内 容	国が示す指標改善に向けた重点施策項目	R2	R3	R4	R5	R6
町内企業・事業所との連携 社会教育課	中学校等の求めに応じて、職場体験ができる企業・事業所の確保やインターンシップ受入の強化などを図り、子どもの就労体験の場の確保に努めます。	就労機会の確保に該当	新規	継続	継続	継続	継続
ハローワーク等の関係機関と連携した就職支援 産業振興課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	就労機会の確保に該当	継続	継続	継続	継続	継続
ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 産業振興課	基本目標4 (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援参照	就労機会の確保に該当	継続	継続	継続	継続	継続
キャリア教育の推進 学校教育課	各学校での各教科、道徳科総合的な学習の時間、特別活動において、「働くこと」に対して高い関心や意欲を持ち、その意義を理解している児童生徒を目指すためのキャリア教育の推進に努めます。	就労機会の確保に該当	継続	継続	継続	継続	継続



第3期 江差町子ども・子育て支援事業計画
第2期 江差町子ども未来応援計画（貧困対策推進計画）

令和7年3月

発行 江差町
編集 江差町 町民福祉課
〒043-8560
北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1
TEL 0139-52-6720 FAX 0139-52-5666